福岡市高圧ガス保安法
審査事務マニュアル

福岡市消防局

令和７年８月改訂版

第１ 総則

1 はじめに …… 4
2 法令等の略語 …… 4
3 申請者について …… 4
4 許可等に要する日数について …… 4
標準処理期間（表１） …… 5
5 手数料の件数の取扱い …… 6

第２ 申請等の記入例及び留意事項

1 高圧ガス製造許可申請 …… 8
2 高圧ガス製造施設等変更許可申請 …… 11
3 危害予防規程届 …… 12
4 高圧ガス製造開始・廃止届 …… 12
5 高圧ガス製造施設軽微変更届 …… 13
6 氏名等変更届出 …… 13
7 第一種製造事業承継届 …… 14
8 高圧ガス製造施設休止届 …… 16
9 高圧ガス保安統括者（代理者）届 …… 16
10 高圧ガス保安技術管理者等届 …… 23
11 高圧ガス保安監督者選任（解任）届出 …… 23
12 冷凍保安責任者（代理者）届 …… 26
13 高圧ガス製造（事業）届 …… 28
14 高圧ガス製造施設等変更届 …… 28
15 第二種製造事業・高圧ガス販売事業・特定高圧ガス消費者承継届 …… 29
16 第一種貯蔵所設置許可申請 …… 29
17 第一種貯蔵所位置等変更許可申請 …… 31
18 第一種貯蔵所軽微変更届 …… 31
19 第一種貯蔵所承継届 …… 32
20 貯蔵所廃止届 …… 32
21 第二種貯蔵所設置届 …… 32
22 第二種貯蔵所位置等変更届 …… 33
23 保安検査申請 …… 33
24 高圧ガス保安協会保安検査受検届 …… 33
25 指定保安検査機関保安検査受検届 …… 34
26 保安検査結果報告 …… 34
27 保安検査記録届 …… 34
28 製造施設・第一種貯蔵所完成検査申請 …… 35
29 高圧ガス保安協会完成検査受検届 …… 35
30 指定完成検査機関完成検査受検届 …… 36
31 完成検査結果報告 …… 36

32　完成検査記録届 …… 36
33　高圧ガス販売事業届 …… 37
34　販売に係る高圧ガスの種類変更届 …… 49
35　高圧ガス販売事業廃止届 …… 49
36　高圧ガス販売主任者届 …… 49
37　輸入検査申請 …… 51
38　高圧ガス保安協会輸入検査受検届 …… 53
39　指定輸入検査機関輸入検査受検届 …… 53
40　輸入検査結果報告 …… 53
41　特定高圧ガス消費届 …… 54
42　特定高圧ガス消費施設等変更届 …… 55
43　特定高圧ガス取扱主任者届 …… 55
44　特定高圧ガス消費廃止届 …… 57
45　容器検査所登録（登録更新）申請 …… 57
46　検査主任者届 …… 57
47　容器検査所廃止届 …… 59
48　特別充塡許可申請 …… 59
49　高圧ガスの種類又は圧力変更申請 …… 59
50　容器検査申請 …… 60
51　附属品検査申請 …… 60
52　容器・附属品再検査申請 …… 60
53　事故届 …… 61
54　高圧ガス内容変更届出 …… 62
55　認定指定設備技術基準適合届書 …… 63
56　認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書 …… 63
57　試験研究施設軽微変更工事実施者届書 …… 64
58　試験研究施設軽微変更工事実施者変更届書 …… 64
59　試験研究施設軽微変更工事実施者廃止届書 …… 65
60　試験研究施設休廃止届書 …… 65
61　試験研究施設軽微変更工事実施者承継届書 …… 65

第３　事務処理の要領について

1　受付 …… 66
2　許可 …… 66
3　完成検査 …… 66
4　保安検査 …… 66
5　輸入検査 …… 66
6　容器検査所の登録・登録更新 …… 66
7　高圧ガスの種類又は圧力変更 …… 66
8　通報 …… 67

9　容器（附属品）検査 ····· 67
10　許可条件を付す場合 ····· 67
11　文書管理システムによる決裁 ····· 67
12　許可証等のデジタル化 ····· 67
第４ 様式集
1　細則様式 ····· 69
2　様式 ····· 76

第１　総則

１　はじめに

このマニュアルは、高圧ガス保安法令に基づく福岡市長の権限に属する事務のうち、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費及び廃棄に係る申請、届出及び報告（以下「申請等」という。）に必要な様式を掲載するとともに、申請等に係る審査基準及び標準処理期間について解説したものである。

２　法令等の略語

○法	高圧ガス保安法（昭和 26 年６月７日法律第 204 号）
○令	高圧ガス保安法施行令（平成９年２月 19 日政令第 20 号）
○一般則	一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年５月 25 日通商産業省令第 53 号）
○液石則	液化石油ガス保安規則（昭和 41 年５月 25 日通商産業省令第 52 号）
○冷凍則	冷凍保安規則（昭和 41 年５月 25 日通商産業省令第 51 号）
○容器則	容器保安規則（昭和 41 年５月 25 日通商産業省令第 50 号）
○国際容器則	国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年６月 30 日経済産業省令第 82 号）
○手数料条例	福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成 12 年福岡市条例第 14 号）
○細則	福岡市高圧ガス保安法施行細則（平成 30 年３月 29 日細則第 64 号）
○液石法	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号）
○製造細目告示	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年８月１日通商産業省告示第 291 号）
○内規	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
○様式第□	一般則、液石則、冷凍則、容器則及び国際容器則に規定する様式
○様式第□号	細則に基づき本マニュアルで規定する様式
○第□号様式	本マニュアルに規定する様式

３　申請者について

（１）各種許可等を受けようとする申請者は、個人である場合にはその者、法人である場合は代表権を有する者であること。

（２）事業主体が共同企業体である場合、共同企業体の個々の法人が各々申請するか、企業体の代表法人が申請すること。

（３）申請等の書類は、その記載内容についての説明を求められた場合に対応できる者が提出すること。

４　許可等に要する日数について

（１）各種許可等に関する申請（以下「申請等」という。）のうち、処分にかかる標準処理期間は、表１ 標準処理期間のとおりとする。

（２） 次に掲げる日は、標準処理期間に含まない。

① 福岡市の休日を定める条例（平成２年条例第 52 号）に定める休日

② 申請書の不備又は補正に要する日

（3） 標準処理期間は、申請等を受けた日の翌日から起算して、当該処分を行うまでの日数とする。また、当該申請等を受けた日の翌日が休日の場合は、休日の翌日から起算する。

表１　標準処理期間

根拠条項	申請の種類	標準処理期間
法第 5 条第 1 項	高圧ガス製造許可申請	25 日
法第 14 条第 1 項	高圧ガス製造施設等変更許可申請	15 日
法第 16 条第 1 項	第一種貯蔵所設置許可申請	
法第 19 条第 1 項	第一種貯蔵所位置等変更許可申請	14 日
法第 20 条第 1 項	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置に係る完成検査	
法第 20 条第 3 項	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置等の変更に係る完成検査	
法第 22 条第 1 項	輸入検査申請	10 日
法第 35 条第 1 項	保安検査申請	
法第 44 条第 1 項	容器検査申請	
法第 48 条第 5 項	特別充塡許可申請	
法第 49 条第 1 項	容器再検査申請	
法第 49 条の 2 第 1 項	附属品検査申請	
法第 49 条の 4 第 1 項	附属品再検査申請	
法第 50 条第 3 項	容器検査所登録（更新）申請	12 日
法第 54 条第 1 項	高圧ガスの種類又は圧力変更申請	10 日

５　手数料の件数の取扱い

（１）申請に係る手数料の取扱いについては、令和２年 10 月 26 日消指第 322 号「高圧ガス保安法関係の手数料の件数の取扱いに関する要領」を参照すること。

【参考】〇高圧ガス保安法関係の手数料の件数の取扱いに関する要領

消 指 第　３２２ 号
令和２年 10 月 26 日

（趣旨）

第１条　この要領は，福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成 12 年福岡市条例第 14 号。以下「条例」という。）に規定する手数料について，福岡市消防事務における規制に関する手数料条例施行規則（平成 12 年福岡市規則第 82 号）第２条第６号の規定に基づき，高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）関係の手数料の件数の取扱いを定めるものとする。

（件数の取扱い）

第２条　高圧ガス保安法関係の手数料の件数の取扱いは，次の各号に定めるところによる。

(1)　条例別表第４の１の項に定める手数料については，事業所ごとに１件とする。

(2)　条例別表第４の２の項，５の項及び７の項に定める手数料ついては，製造のための施設ごとに１件とする。ただし，同一事業所内に存する複数の当該施設にあってはこの限りでない。

(3)　条例別表第４の３の項，４の項，６の項及び８の項に定める手数料については，第一種貯蔵所ごとに１件とする。

(4)　条例別表第４の９の項については，船荷証券又はインボイスごとに１件とする。

(5)　条例別表第４の 10 の項に定める手数料については，特定施設ごとに１件とする。ただし，同一事業所内に存する複数の当該施設にあってはこの限りでない。

(6)　条例別表第４の 13 の項に定める手数料については，容器検査所ごとに１件とする。

(7)　条例別表第４の 14 の項に定める手数料については，容器ごとに１件とする。

（２）または、手数料条例に関する解釈・取扱いについては以下のとおり。

・変更許可申請について、「当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合」（いわゆるスクラップアンドビルド）の適用について、「設備の全部」とは、事業所内の高圧ガス製造設備の全てを入れ替える場合、「設備の一部」とは、処理設備の入れ替えの場合（例：移動式製造設備、ポンプ、圧縮機）のことをいう。なお、処理設備の部分的な交換については、スクラップアンドビルドを適用しない。

・保安検査申請について、同一事業所内に複数の特定施設がある場合は、年度に保安検査対象となる施設の処理能力の合算値で手数料を支払うことができる（冷凍則を除く）。
支払方法については、年度当初の保安検査申請時に、年度で受検予定の手数料を支払うものとする。

・液石法上の許可を受けた充てん設備の許可については、経済産業省通知（20240219 保局第 1 号「液化石油ガス保安規則第 9 条第 3 項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 64 条第 1 項に規定する充てん設備に係る運用について」に基づいて処理すること。

【参考】福岡県・北九州市との取り決め

令和６年３月 26 日

福岡県内における高圧法とＬＰ法の両方の適用を受ける
バルクローリーに係る運用について

経済産業省通知（20240219 保局第 1 号「液化石油ガス保安規則第 9 条第 3 項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 64 条第 1 項に規定する充てん設備に係る運用について」）を受けて、福岡県、北九州市、福岡市にて、下記のとおり運用する。

1　高圧法に係る申請に対する手数料額について

① 新規許可	6,000 円
② 変更許可	3,200 円
③ 完成検査	不要
④ 保安検査	不要

2　許可申請について
（1）従来型と新型を区別せず、一定の手数料を徴収する。
（2）同時申請の場合は、すべてＬＰ法の申請が先に行われたものとして処理する。
【手数料徴収の流れ】
（新規許可の場合）
液石法の申請手数料 28,000 円を徴収→高圧法の申請手数料 6,000 円を徴収
（変更許可の場合）
液石法の申請手数料 17,000 円を徴収→高圧法の申請手数料 3,200 円を徴収

3　完成検査と保安検査について
（1）従来型と新型を区別せず、ＬＰ法の申請が先に行われたものとして処理する。
（2）高圧法に係る完成検査及び保安検査は、ＬＰ法の各検査証の確認をもって安全性の担保を図る。

4　軽微変更の届出について
ＬＰ則第 66 条第 1 号及び第 2 号の工事については、高圧法における「軽微な変更の工事」として取り扱う。

第２　申請等の記入例及び留意事項

1	高圧ガス製造許可申請
対象	次のいずれかに該当する者 ○冷凍以外 　圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容量が 100m³／日（第一種ガスの場合は 300m³／日、第一種ガスとそれ以外のガスの両方を処理する場合は、100m³／日＋２／３×[第一種ガスの処理量]）以上である設備を使用して高圧ガスを製造しようとする者または、譲渡を受ける者 ○冷凍 　冷凍のためガスを圧縮し又は液化して高圧ガスの製造をする設備で、1 日の冷凍能力が冷媒ガスの種類に応じ下記以上のものを使用して高圧ガスを製造しようとする者または、譲渡を受ける者 ・第 1 種ガス（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（※難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る）、空気）またはアンモニア 　50 冷凍トン以上 ・その他 　20 冷凍トン以上
時期	製造を行う前
添付書類○ 及び 記載要領●	○製造計画書（→次頁参照） ○添付図面等（→次頁参照） (製造事業所を譲り受ける者の場合) ○一般則第 3 条第 1 項第 1 号ただし書き又は液石則第 3 条第 1 項第 1 号ただし書きに該当する場合は、製造計画書の添付を省略できる。また、法第 20 条第 2 項の規定により保安検査証の写し等を添付することにより、完成検査が免除される。 ○譲渡を証明する書類（譲渡契約書等） ●名称（事業所の名称を含む。） →冷凍則にあっては、異なる冷凍施設を識別できるような名称を付すこと ●欠格事由に関する事項 →該当の有無を記入すること
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの

その他 留意事項	（高圧ガス製造許可後に必要な手続） ○製造施設完成検査申請書 ○危害予防規程届書 ○高圧ガス保安統括者（代理者）届書（該当する場合のみ） ○高圧ガス保安技術管理者等・保安主任者等届書 ○冷凍保安責任者（代理者）届書 ○高圧ガス保安監督者選任届出書 ○高圧ガス製造開始届書 ○特定高圧ガス消費届書（該当する場合のみ） （許可を取り下げる場合） 工事の取止め等により当該許可を取下げようとするときは、細則第７条を準用し、許可等申請取下届出書（様式第６号）を提出させる。

1　製造計画書に記載する事項

○製造する高圧ガスの種類
○製造の目的（変更の場合はその内容と変更の理由）
○製造の方法
○貯蔵設備の貯蔵能力
○理設備の処理能力
○法第８条第１号及び第２号の技術上の基準に関する事項

2　添付図面等について

○事業所位置図及び全体平面図（第１・２種保安物件までの距離を記載）
○製造工程の概要を説明した書面及び図面
○高圧ガス製造施設の配置図（保安距離、火気距離等図面に記載）
○高圧ガス製造設備等のフローシート及び配管系統図(圧力区分に応じて色分け等で明示)
○機器一覧表
○処理能力及び貯蔵能力の計算書
○高圧ガス製造設備等の構造図
○高圧ガス設備の強度計算書（特定設備、指定設備及び認定品を除く。）
○耐震設計構造物に係る計算書（地質調査、基礎計算書等）
　計算書については、記号、式、数値等の根拠及び意味を記載し、法に定める基準を満たしていることを証明すること。
○貯槽を地下埋設にする場合の貯槽室の構造を示した書面
○高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
○容器置場の図面（置場設置の場合）
　受入ローリー停車位置も置場とみなす。置場区分を明示すること。
○保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
○その他技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
※移動式の場合の追加図面等
○容器置場の図面（移動式の駐車場所の明示及び駐車場所の面積）
○容器刻印の拓本
○移動監視者資格の写し

※20160323 商局第２号「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について」参照。

2	高圧ガス製造施設等変更許可申請
対象	第一種製造者が製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更する場合 ただし、経済産業省令で定める軽微な変更工事をしようとするときはこの限りでない。
時期	高圧ガス製造施設や製造方法を変更する前
添付書類○ 及び 記載要領●	○変更明細書 　下記、「製造施設等（変更）明細書に記載する事項を参照し、変更内容を記入すること。 ○添付図面等（→前頁参照） 　変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照するなどして変更内容を明確にすること。 ●変更の種類 →具体的に記入すること。
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	（高圧ガス製造施設等変更許可後に必要な手続） ○完成検査申請 　ただし、一部の変更は不要。 　工事の取止め等により当該許可を取下げようとするときは、細則第７条を準用し、許可等申請取下届出書（様式第６号）を提出させる。

製造施設等（変更）明細書に記載する事項

（一般則及び液石則の場合）

・製造の目的
・処理設備の処理能力
・処理設備の性能
・一般則及び液石則に定める技術上の基準に関する事項
・移設等に係る高圧ガス設備は、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状況の記録

（ 冷凍則の場合）

・製造の目的
・製造設備の種類
・一日の冷凍能力
・圧縮機の性能
・冷凍則に定める技術上の基準に関する事項
・移設等に係る冷媒設備は、当該冷媒設備の使用の経歴及び保管状況の記録

※20160323 商局第２号「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について」参照。

3	危害予防規程届
対象	第一種製造者が危害予防規程を定めたとき及び変更したとき。
時期	遅滞なく
添付書類	危害予防規程
添付書類○ 及び 記載要領●	○危害予防規程 ●内容 危害予防規程の例示が、高圧ガス保安協会から示されているので、これを参考に事業所に合った内容のものを作成すること。 ○危害予防規程に定める事項 ・一般則第 63 条第２項 ・液石則第 61 条第２項 ・冷凍則第 35 条第２項 ○変更の場合 変更後の危害予防規程を添付するとともに新旧対照表等変更の内容がわかる書類を添付すること。

4	高圧ガス製造開始・廃止届
対象	○開始届 第一種製造者が高圧ガスの製造を開始したとき。 ○廃止届 第一種製造者及び第二種製造（事業）者が製造を廃止したとき。
時期	いずれも遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○廃止設備の図面（任意） ○写真（設備の撤去前、撤去後）（任意） ●製造廃止の理由（廃止の場合） →理由を具体的に記入すること。

5	高圧ガス製造施設軽微変更届
対象	第一種製造者が経済産業省令で定める軽微な変更工事をしたとき。
時期	遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○製造計画書（→製造許可参照） 　変更内容を記入すること。 ○添付図面等（→製造許可参照） 　変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照するなどして変更内容を明確にすること。 ●変更の種類→具体的に記入すること。
その他 留意事項	軽微変更届が必要な工事 ○一般則第 15 条第１項 ○液石則第 16 条第１項 ○冷凍則第 17 条第１項 ○「高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（平成 30 年３月 30 日付　20180323 保局第 13 号）

6	氏名等変更届出書
対象	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者が次の事項について変更した場合 ○氏名又は住所 （法人にあっては、法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所所在地） ※登記簿謄本上の本店と、事実上の本社が異なる場合は、事実上の本社を記載すること。 ○事業所等の名称
時期	変更後速やかに
記載要領	届出者は変更後の名称等で行うこと。
その他 留意事項	（事業所等が移転した場合） 旧事業所等の廃止及び新規の許可申請（又は届出、登録、指定）が必要となるので、注意すること。 （次の変更は法人の名称の変更として取り扱う。） ○合資会社←→合名会社←→合同会社 ○有限会社←→株式会社 （相続・合併・分割・譲渡・引渡の場合） 本届出書の対象ではないので注意すること。該当する場合は承継届を提出し、該当しない場合は新規の申請等の手続を行うこと。

7	第一種製造事業承継届
対象	相続、合併又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。）により第一種製造者の地位を承継した次に示す者 ○相続人 ○合併後存続する法人 ○合併後に設立する法人 ○分割によりその事業所を承継した法人
時期	遅滞なく
添付書類	○相続の場合 ・戸籍謄本 被相続人に係るもの ・相続の事実を証する書面 相続人が２人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の相続同意書 ・欠格事由に該当しないことの誓約書（→次頁参照） ○合併又は分割の場合 ・合併又は分割の事実を証する書類 ・欠格事由に該当しないことの誓約書（→次頁参照）
その他 留意事項	○譲渡を受けた者の高圧ガス製造許可が必要 ・個人から法人への譲渡 ・法人から個人への譲渡 ・個人から他の個人（相続以外）への譲渡 ・法人から他の法人（合併以外）への譲渡 (会社法の規定による組織変更の場合) 氏名等変更届出書を届け出ること。 ・合資会社←→合名会社←→合同会社 ・有限会社←→株式会社

記載例

欠格事由に該当しないことの誓約書

年　　月　　日

福　岡　市　長　殿

〒
住所
氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
電話

私（法人の場合は当社の業務を行う役員を含む）は、高圧ガス保安法第７条に規定する欠格事由に該当しないことを誓約します。

欠格事由

１　高圧ガス保安法第 38 条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から２ 年を経過しない者

２　高圧ガス保安法又は同法の命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

３　心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

４　法人であって、その業務を行う役員のうちに上記１、２、３のいずれかに該当する者があるもの

8	高圧ガス製造施設休止届
対象	第一種製造者が製造施設（冷凍則を除く。）を休止したとき。
時期	遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○休止設備の図面及び系統図 ○休止施設が分かる写真 ●休止の範囲 →休止した範囲を具体的に記載すること。

9	高圧ガス保安統括者（代理者）届
対象	保安統括者（代理者）を選任、解任したとき。
時期	遅滞なく
添付書類	○保安統括者がその事業の実施を統括管理する者であることを証する書面（選任の場合に限る。） ※保安統括者及びその代理者を選任する場合に、第一種製造者の代表者又は委任状により代表者から委任を受けた者が、自らの選任を届け出た場合は、「保安統括者が当該事業所においてその事業を統括管理する者であることを証する書面」（代理者の場合は「保安統括者の代理者であることを証する書面」）を添えたものとみなす。 ○保安管理組織図 変更前と変更後について作成すること。 ○保安統括者が資格等を有することを証する書面 保安技術管理者が必要な事業所であって保安統括者が資格を有することにより選任不要となる場合のみ。解任の場合を除く。 ○製造保安責任者免状の写し（選任の場合に限る。） （専任の要件に、免状が必要な場合に限る。）

高圧ガス保安組織関係一覧（１）

第一種製造（冷凍以外） 大規模	第一種製造（冷凍以外） 中規模	第一種製造（冷凍以外） 小規模A	第一種製造（冷凍以外） 小規模B	第二種製造（冷凍以外）	第一種製造（冷凍）	第二種製造（冷凍）	高圧ガス販売事業者	特定高圧ガス消費者	容器検査所	資格者	資格	講習	届出	様式	概要
○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	保安統括者	×	×	○ 遅滞なく	一般 （様式33） 液石 （様式32）	**【事務所長クラス】**高圧ガスの製造に係る保安に関する業務の統括管理
○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	代理者	×	×	○ 遅滞なく	一般 （様式37） 液石 （様式36）	
○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	保安企画推進員	×	○	○ ８／１以降遅滞なく（1年分）	一般 （様式34） 液石 （様式33）	**【保安担当部長クラス】**①危害予防規程の立案，整備②保安教育計画の立案，推進③その他高圧ガスの製造に係る保安に関する業務で省令で定めるもの （保安統括者を補佐）
○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	代理者	×	×	× ――――	――――	
○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	保安技術管理者	○	×	○ ８／１以降遅滞なく（1年分）	一般 （様式33の2） 液石 （様式32の2）	**【製造部長クラス】** 保安統括者を補佐し，高圧ガスの保安に関する技術的事項を管理
○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	代理者	○	×	× ――――	――――	**※保安統括者が所定の所定の免状・経験を保有している場合は選任不要**
○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	保安主任者	○	○	○ ８／１以降遅滞なく（1年分）	一般 （様式34） 液石 （様式33）	**【製造課長・係長クラス】** 保安技術管理者を補佐して保安係員を指揮
○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	代理者	○	×	× ――――	――――	
○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	保安係員	○	○	○ ８／１以降遅滞なく（1年分）	一般 （様式33の2） 液石 （様式32の2）	**【製造直長クラス】** 製造施設の維持，製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項で省令で定めるものを管理
○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	代理者	○	×	× ――――	――――	
×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	冷凍保安責任者	○	×	○ 遅滞なく	冷凍 （様式21）	**※省令で定められた要件等を満足する冷凍設備にあっては選任不要（第二種製造の場合は，ほぼ選任不要）** 【冷凍則第３６条第２項・３項】
×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	代理者	○	×	○ 遅滞なく	冷凍 （様式22）	
×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	販売主任者	○	×	○ 遅滞なく	一般 （様式35） 液石 （様式34）	・資格及び経験が必要
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	代理者	―	―	――――	――――	
×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	取扱主任者	○	×	○ 遅滞なく	一般 （様式36） 液石 （様式35）	・２種類以上の特定高圧ガスを消費している場合は，各特定高圧ガスについて選任する必要がある。保安管理体制が十分である場合は１人が兼任してよい。 【内規】
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	代理者	―	―	――――	――――	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	容器検査主任者	○	×	○ 遅滞なく	容器 （様式8） 国際容器 （様式5）	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	代理者	―	―	――――	――――	

第一種製造（冷凍以外）	大規模事業所	１００万m^3／日（貯槽を有し，専ら充填は２００万m^3／日）以上の事業所 **※コンビ則が適用されるため，権限移譲されない。**
	中規模事業所	１００万m^3／日（貯槽を有し，専ら充填は２００万m^3／日）未満の事業所
	小規模Ａ	①可燃性・毒性ガスの気化器・消費等のためで２５万m^3／日（液石は５０万m^3／日）未満 ②移動式製造設備 ③専ら可燃性・毒性ガス以外の製造で２５万m^3／日未満
	小規模Ｂ	【次に掲げる①～⑥の製造施設等で，所定の資格等を有する者を１人以上選任し，製造施設等の保安について監督させる製造施設等】 市細則第９条第２項により「高圧ガス保安監督者等届出書」が必要 **※④の製造施設は，保安監督者不要** ①移動式製造設備により六フッ化硫黄ガス，空気，液化ヘリウム，液化アルゴン，液化窒素，液化酸素，液化炭酸ガス，液化六フッ化硫黄，液化フルオロカーボンを製造する事業所 **（ポンプ又は気化器付タンクローリー等）** ②気化器又は減圧弁によりヘリウムガス，アルゴンガス，窒素ガス，酸素ガスを製造する事業所 **（コールド・エバポレータ）** ③気化器等により炭酸ガスを製造（冷凍能力１０ｔ／日未満の冷凍設備を使用するもの（付属冷凍）を含む。）する事業所 ④容積１０m^3以下の空気又は窒素ガスのダイキャスト機，水圧蓄圧機，アキュムレータの事業所 ⑤処理能力の値が１０００m^3／日未満のスクーバダイビング用の空気の充填設備（自動停止機能付のものに限る。）の事業所 ⑥処理能力の値が２５万m^3／日未満の天然ガススタンド，圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド（充填圧力８２ＭＰａ以下のものに限る。）及び液化石油ガススタンド
第二種製造（冷凍以外）		第二種製造の範囲の製造施設等で，可燃性ガスの液化ガス（液化石油ガスを含む。）を加圧するためのポンプを有し，かつ，その処理能力が３０m^3／日以上の製造設備が設置されているもの **※第一種製造（冷凍以外）の中規模相当に該当**
第二種製造（冷凍）		アンモニア又はフルオロカーボン（不活性以外）を使用する製造施設で，２０ｔ／日以上の場合に選任が必要となる場合がある。

高圧ガス保安組織関係一覧（２）

免状の種類	保安技術管理者	保安主任者 ※1	保安係員	冷凍保安責任者 ※3	販売主任者 ※4	取扱主任者 ※5	容器検査主任者 ※7	移動監視者 ※8
甲種（化学・機械）責任者免状	○	○	○	×	○	○	×	○
乙種（化学・機械）責任者免状	○ （中規模以下）	○	○	×	○	○	×	○
丙種化学（特別）責任者免状	×	×	○	×	×	○	×	○
丙種化学（液石）責任者免状	○ （液石（中規模以下）のみ）	○ （ＬＰのみ）	○ ※２	×	○ （液石のみ）	○	×	○
第一種冷凍機械責任者免状	×	×	×	○	×	×	×	×
第二種冷凍機械責任者免状	×	×	×	○ （３００ｔ／日未満のみ）	×	×	×	×
第三種冷凍機械責任者免状	×	×	×	○ （１００ｔ／日未満のみ）	×	×	×	×
第一種販売主任者免状	×	×	×	×	○ （液石以外）	○ ※６	×	×
第二種販売主任者免状	×	×	×	×	○ （液石のみ）	×	×	×
実務経験	１年以上	１年以上	１年以上	１年以上	６ヶ月以上	１年以上 ６ヶ月以上 なし	１～３年以上 なし	なし

※１　保安主任者は，コンビ則が適用される大規模事業所に必要な資格者であるため，福岡市内においては選任義務の事業所はない。

※２　丙種化学（液石）責任者の資格で一般高圧ガスの保安係員として選任することについては，都道府県に確認する必要がある。

※３　【冷凍保安責任者の実務経験】①３００ｔ／日以上の製造施設に場合は，１００ｔ／日以上の製造施設での実務経験②１００ｔ／日以上３００ｔ／日未満の製造施設に場合は，２０ｔ／日以上の製造施設での実務経験③１００ｔ／日未満の製造施設に場合は，３ｔ／日以上の製造施設での実務経験

※４　①第一種販売主任者免状については，液化石油ガス以外の一般則第７２条第１項で定める高圧ガスを販売する販売事業所で必要な資格②第二種販売主任者免状については，液化石油ガスを販売する販売事業所で必要な資格

※５　【取扱主任者の実務経験】①特定高圧ガスの製造又は消費に関する実務経験が1年以上（免状必要なし）②理学又は工学系の過程を修めて卒業した者（実務経験必要なし）③高圧ガス保安協会かが行う「特定高圧ガス取扱主任者講習」の講習を受けた者（実務経験必要なし）④工業高校において工業に関する過程を修めて卒業したもの。（６カ月の実務経験が必要）⑤各種免状の交付を受けている者は，実務経験の必要なし。

※６　第一種販売責任者免状による場合は，定められた７種類のガス（圧縮水素，圧縮天然ガス，液化酸素，液化アンモニア，液化石油ガス，液化塩素，特殊高圧ガス）の高圧ガス（液石以外）

※７　容器検査主任者は，高圧ガスに関する免状の必要がないが，各種学識経験等に対して実務経験が必要であったり，整備士等の資格が必要である。（容器則第３４条・国際容器則第２５条参照）

※８　移動監視者は，各種免状の交付を受けている者のほか，高圧ガス保安協会が行う「高圧ガス移動監視者講習」の講習を受け，当該講習の検定に合格した者もなることができる。また，移動監視者については，届

高圧ガス保安組織関係一覧（３）

一事業所内における兼任の可否	保安統括者	同代理者	保安企画推進員	同代理者	保安技術管理者	同代理者	保安主任者	同代理者	保安係員	同代理者
保安統括者		×	×	○	×	○	×	×	× ※1	×
同代理者	×		○	×	○	◎	×	◎	×	◎
保安企画推進員	×	○		×	×	○	×	×	×	×
同代理者	○	×	×		○	×	×	×	×	×
保安技術管理者	×	○	×	○		×	×	×	×	×
同代理者	○	◎	○	×	×		×	◎	×	◎
保安主任者	×	×	×	×	×	×		×	×	×
同代理者	×	◎	×	×	×	◎	×		×	◎
保安係員	× ※1	×	×	×	×	×	×	×		△
同代理者	×	◎	×	×	×	◎	×	◎	△	

◎：　２以上の兼務が可能

○：　１つの兼務が可能

△：　交代制を取っている製造施設で保安係員に選任されているものが，他の直の代理者となることは差支えない。

×：　兼任不可

※１：　液石則適用の２５m^3未満の事業所において，保安統括者が製造保安責任者免状の交付を受け，かつ，所定の高圧ガスの製造に関する経験を有する場合は，保安係員を兼務してもよい。ただし，従業員の交代制を取っている場合は適用しない。

記載例

保安統括者を証する書面

年　　月　　日

福　岡　市　長　殿

〒
住所
氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
電話

私は、下記の者が、当該事業所において事業の実施を統括管理するものであることを証します。

記

1　事業所の名称

2　事業所の所在地

3　保安統括者

	氏　　名	事業所における役職名
保安統括者		
保安統括者（代理者）		

記載例

保安管理組織図(変更前・変更後)

年　月　日 現在

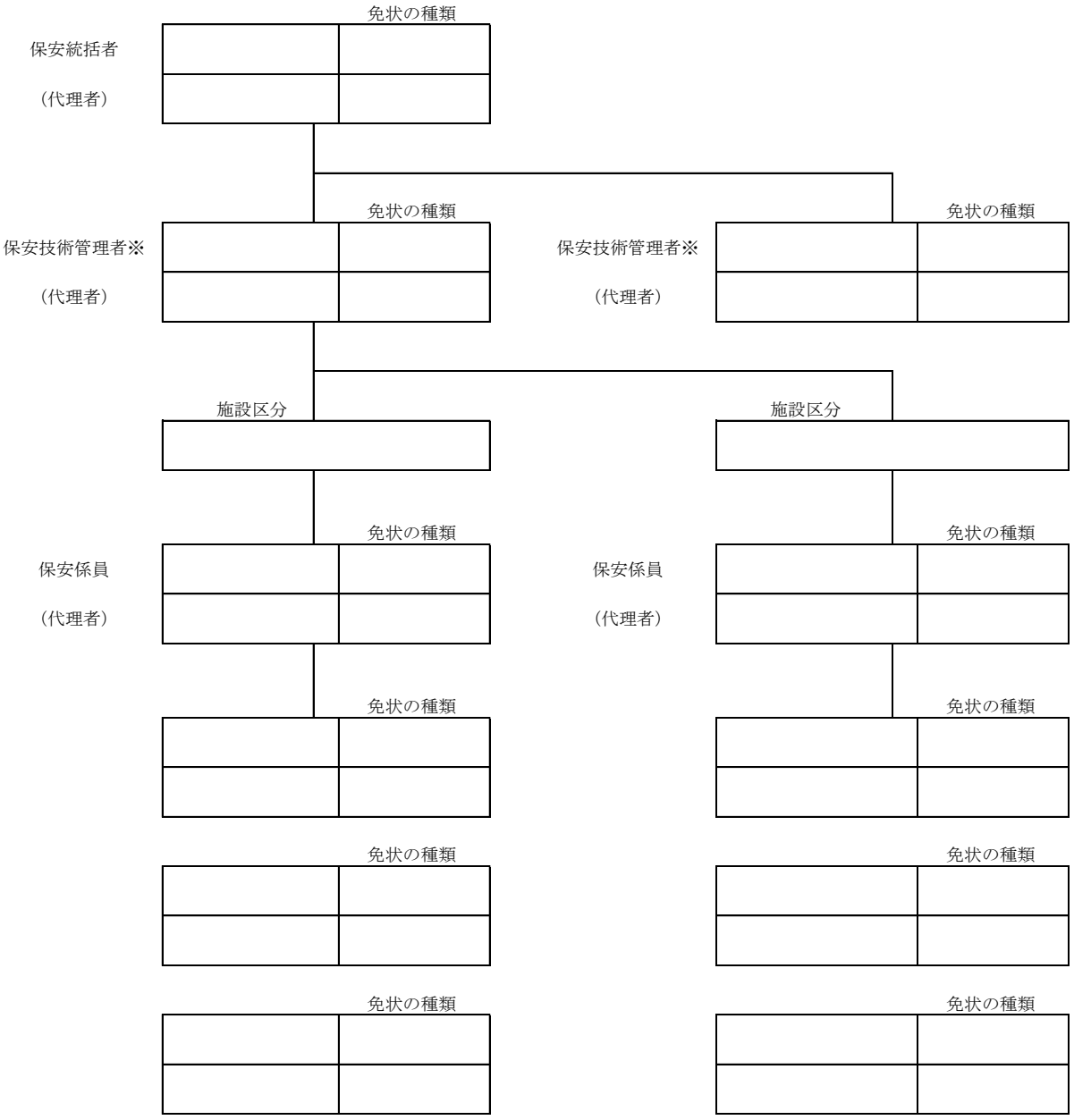

注1　※印を付した組織は、選任が必要な事業所のみ記載すること。

注2　交代制をとっている事業所については班(直)ごとの係員を記載すること。

記載例

保安統括者（代理者）等が資格等を有することを証する書面

選任事業所の名称		
保安統括者（代理者）	現在の職名	
	免状の種類	
	資格を有するための経験（製造等に関する経験）	

10	高圧ガス保安技術管理者等届
対象	保安技術管理者又は保安係員を選任又は解任したとき。
時期	前年の８月１日から当年の７月 31 日までに選任、解任した者について、当該期間終了後、遅滞なく
添付書類	○選任、解任の一覧表 ○保安管理組織図 　前年の８月１日現在の保安管理組織図（変更前）及び当年の７月 31 日現在の保安管理組織図（変更後） ○保安技術管理者・保安係員の選解任一覧表 ○製造保安責任者免状の写し（選任の場合に限る。）
その他 留意事項	(代理者の取扱い) 代理者については、法令上届出は不要であるが選任は必要であるので、相手方が提出の意向がある場合は、高圧ガス内容変更届出書の提出を指導する。

11	高圧ガス保安監督者選任（解任）届出
対象	保安監督者を選任又は解任したとき。
時期	遅滞なく
添付書類	○高圧ガス保安監督者が資格等を有することを証する書面 （選任の場合に限る。） ○免状の写し（選任の場合に限る。） 免状保有者又は講習修了者にあっては、免状若しくは修了証の写し
その他 留意事項	保安監督者の選任にあたっては、製造施設の状況に応じた資格・経験を有する者を選任すること。

保安技術管理者・保安係員の選解任一覧表

製造施設区分	保安技術管理者等の区分	氏名	選任年月日	解任年月日	免状の種類	有する経験等

注1　有する経験等の欄は「～の製造業務に～年間従事」等具体的に記入すること。

注2　1年間に選解任された者全てについて記入すること。

注3　職制毎かつ時系列毎に記載すること。

保安監督者が資格等を有することを証する書面

<table>
<tr><td colspan="2">選任事業所の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">保安監督者</td><td>現在の職名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>免状の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">高圧ガス保安協会が行う特定高圧ガス取扱いに関する講習受講の有無</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td colspan="3">液化石油ガスの充塡作業の講習受講の有無(液石法第 37 条の5第4項)</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr>
<tr><td>学歴
(資格として必要な場合のみ記載)</td><td colspan="4">年　　月　　日　　卒業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資格を有するための経歴
(製造等に関する経験)</td><td>ガスの種類</td><td>製造・販売・消費の別</td><td>期間</td><td>事業所名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">ガスの種類は以下のいずれかのみ
①六フッ化硫黄ガス ②空気 ③液化ヘリウム ④液化アルゴン
⑤液化窒素 ⑥液化酸素 ⑦液化炭酸ガス ⑧液化六フッ化硫黄
⑨液化フルオロカーボン ⑩呼吸器用の空気 ⑪圧縮水素
⑫液化石油ガス
⑬特殊高圧ガス (ガス名:　　)
⑭可燃性ガス　(ガス名:　　)</td></tr>
</table>

※選任資格が大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する過程）等を卒業した者に該当する場合は、資格要件が分かるように、卒業日、卒業大学（学校）名及び学部学科を記入すること。

12	冷凍保安責任者（代理者）届
対象	冷凍保安責任者（代理者）を選任、解任したとき。
時期	遅滞なく
添付書類	○資格等を有することを証する書面（選任の場合に限る。） ○製造保安責任者免状の写し（選任の場合に限る。）
その他 留意事項	(選任基準) 高圧ガス保安組織関係一覧参照 （冷凍保安責任者を選定する必要のない製造者） 冷凍則第 36 条第２項又は第３項に該当するもの (注意事項) 溶接を伴う変更工事等（冷凍則第 36 条第２項第１号ト、チ）を実施した場合、冷凍則第 36 条第２項は適用できず、新たに冷凍保安責任者を選任する必要がある。なお、区分については、工事を実施した設備の冷凍能力に応じて選任すること。

記入例

冷凍保安責任者(代理者)が資格等を有することを証する書面

<table>
<tr><td colspan="2">選任事業所の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">冷凍保安責任者（代理者）</td><td>現在の職名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>免状の種類</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">冷凍機による高圧ガス製造の経験</td><td>ガスの種類</td><td>期間</td><td colspan="2">事業所名</td><td>製造に従事した冷凍機の冷凍能力</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　年 月</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　年 月</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　年 月</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　年 月</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

13	高圧ガス製造（事業）届
対象	次のいずれかに該当する者 ○冷凍以外 　圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容量が 100m³／日（第一種ガスの場合は 300m³／日、第一種ガスとそれ以外のガスの両方を処理する場合は、100m³／日＋２／３×[第一種ガスの処理量]）未満である設備を使用して高圧ガスを製造しようとする者または、譲渡を受ける者 ○冷凍 　冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備で１日の冷凍能力が冷媒ガスの種類に応じて下記のものを使用して高圧ガスの製造をしようとする者 ・第１種ガス（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（※難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る）、空気） 20 冷凍トン以上 50 冷凍トン未満（50 冷凍トン以上は許可対象） ・フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニア ５冷凍トン以上 50 冷凍トン未満（50 冷凍トン以上は許可対象） ・その他 ３冷凍トン以上 20 冷凍トン未満（20 冷凍トン以上は許可対象）
時期	事業開始又は製造開始の日の 20 日前までに
添付書類	高圧ガス製造施設等明細書
その他 留意事項	(第二種製造者の保安組織について) 高圧ガス保安組織関係一覧参照 (注意事項) 冷凍則については、「高圧ガス製造届書」であるので、注意すること。

14	高圧ガス製造施設等変更届
対象	第二種製造者が、その施設を変更する場合。 なお、第一種製造者の軽微変更届が必要な工事に該当する変更は届出不要とする。
時期	あらかじめ
添付書類	○製造施設等変更明細書 →変更内容を記入すること。 変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照するなどして変更内容を明確にすること。

15	第二種製造事業・高圧ガス販売事業・特定高圧ガス消費者承継届
対象	事業の全部の譲り渡し又は、相続合併若しくは分割（その事実の全部を承継させるものに限る。）により第二種製造者、販売業者又は特定高圧ガス消費者の地位を承継した場合（一部譲渡は対象外）
時期	承継した者が遅滞なく
添付書類	(相続の場合) ○戸籍謄本：被相続人に係るもの ○相続の事実を証する書面：相続人が２人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の相続同意書 (合併又は分割の場合) ○合併又は分割の事実を証する書類 (譲渡の場合) ○譲渡しの事実を証する書面
その他 留意事項	(承継届の対象外のもの) 会社法の規定による組織変更 氏名等変更届出書を届け出ること。 ○合資会社←→合名会社←→合同会社 ○有限会社←→株式会社

16	第一種貯蔵所設置許可申請
対象	容積 1,000m³(第一種ガスの場合は 3,000m³、第一種ガスとそれ以外のガスの両方を貯蔵する場合は、1,000m³＋２／３×［第一種ガスの貯蔵量］)以上の圧縮ガスを貯蔵しようとする者（液化ガスの場合は、10kg＝１m³として換算する。） ただし、第一種製造者及び液石法の規定により液化石油ガス販売事業者がその許可等を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときは除く。 貯蔵量の合算については、経済産業省が発出する通知等を参照すること。
時期	貯蔵する前に
添付書類	○貯蔵計画書（→次頁参照） ○添付図面等（→次頁参照）
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	(高圧ガス製造許可後に必要な手続) ○貯蔵所完成検査申請書 ○特定高圧ガス消費届書（該当する場合のみ） ○許可を取り下げる場合 工事の取止め等により当該許可を取下げようとするときは、細則第７条を準用し、許可等申請取下届出書（様式第６号）を提出させる。

1　貯蔵計画書に記載する事項

○貯蔵する高圧ガスの種類
○貯蔵の目的（変更の場合はその内容と変更の理由）
○貯蔵の方法
○貯蔵設備の貯蔵能力
○法第 16 条第２項の技術上の基準に関する事項

2　添付図面等について

○貯蔵所位置図及び全体平面図（第１・２種保安物件までの距離を記載）
○高圧ガス貯蔵施設の配置図（保安距離、火気距離等図面に記載）
○高圧ガス製造設備等のフローシート及び配管系統図（圧力区分に応じて色分け等で明示）
○機器等一覧表
○貯蔵能力の計算書
○高圧ガス貯蔵設備等の構造図
○貯蔵設備等の強度計算書（特定設備、指定設備及び認定品を除く。）
○耐震設計構造物に係る計算書（地質調査、基礎計算書等）
　計算書については、記号、式、数値等の根拠及び意味を記載し、法に定める基準を満たしていることを証明すること。
○貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
○高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
○容器置場の図面（容器置場を設置する場合）
※受入ローリー停車位置も置場とみなす。置場区分を明示すること。
○保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
○その他技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

※20160323 商局第２号「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について」参照。

17	第一種貯蔵所位置等変更許可申請
対象	第一種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするとき。 ただし、経済産業省令で定める軽微な変更工事をしようとするときはこの限りでない。
時期	変更する前に
添付書類	○貯蔵計画書（→前頁参照） →変更内容を記入すること。 ○添付図面等（→前頁参照） →変更がない内容については省略することとし、変更があった内容については変更前後を対照するなどして変更内容を明確にすること。
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	(第一種貯蔵所位置等変更許可後の手続) 完成検査申請書 ただし、法第 20 条第 3 項中の省令の要件に該当するものを除く。 (許可を取り下げる場合) 工事の取止め等により当該許可を取下げようとするときは、細則第 7 条を準用し、許可等申請取下届出書（様式第 6 号）を提出させる。

18	第一種貯蔵所軽微変更届
対象	第一種貯蔵所の所有者又は占有者が経済産業省令等（一般則第 28 条第 1 項、液石則第 29 条第 1 項、「高圧ガス保安法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の 4 第 1 項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（平成 30 年 3 月 30 日付　20180323 保局第 13 号）の「12. 許可及び届出の不要な工事について」で定める軽微な変更工事をしたとき。
時期	遅滞なく
添付書類	○貯蔵計画書 →変更内容を記入すること。 ○変更箇所が分かる図面
その他 留意事項	※「12. 許可及び届出の不要な工事について」(4) のただし書きに規定する撤去の工事にかかる前の指定都市への報告は、高圧ガス内容変更届出書の提出を指導する。

19	第一種貯蔵所承継届
対象	第一種貯蔵所の譲渡又は引渡しによりその地位を承継したとき。
時期	承継を受けた者が遅滞なく
添付書類	承継の事実を証する書面（譲渡契約書等）
その他 留意事項	承継届の対象外のもの 会社法の規定による組織変更 氏名等変更届出書を届け出ること。 ○合資会社←→合名会社←→合同会社 ○有限会社←→株式会社 第二種貯蔵所は法令上承継の規定がないため、高圧ガス内容変更届出書の提出を指導する。

20	貯蔵所廃止届
対象	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の用途を廃止したとき。
時期	遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○廃止設備の図面（任意） ○写真（設備の撤去前、撤去後）（任意） ●廃止の理由 → 具体的に記入すること。

21	第二種貯蔵所設置届
対象	容積 300m³以上 1,000m³（第一種ガスの場合は 3,000m³、第一種ガスとそれ以外のガスの両方を貯蔵する場合は、1,000m³＋２／３×［第一種ガスの貯蔵量］）未満の圧縮ガスを貯蔵しようとするとき（液化ガスの場合は、10kg＝１m³として換算）。 ただし、第一種製造者及び液石法の規定により液化石油ガス販売事業者がその許可等を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときは除く。
時期	あらかじめ
添付書類	貯蔵計画書
その他 留意事項	貯蔵量の合算について、「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」法第 16 条関係（貯蔵所）を確認すること。

22	第二種貯蔵所位置等変更届
対象	第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするとき。 なお、第一種貯蔵所軽微変更届の対象工事は届出不要とする。
時期	あらかじめ
添付書類	貯蔵計画書 →変更内容を記入すること。
その他 留意事項	貯蔵量の合算について、「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について」法第 16 条関係（貯蔵所）を確認すること。

23	保安検査申請
対象	第一種製造者が保安検査を受けようとするとき。
時期	保安検査を受検する前までに
添付書類○ 及び 記載要領●	○処理能力がわかる書類（※手数料算定のため）（任意） ●休止施設を再開する場合 →備考欄に休止期間を記載すること。
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	保安検査を受ける必要のない製造施設 ○一般則第 79 条第 1 項 製造細目告示第 13 条第 1 項 ○液石則第 77 条第 1 項 製造細目告示第 13 条第 2 項 ○冷凍則第 40 条第 1 項 ※高圧ガス保安協会、指定保安検査機関、認定保安検査機関が保安検査を実施する場合、本申請は不要。

24	高圧ガス保安協会保安検査受検届
対象	第一種製造者が、高圧ガス保安協会の行う保安検査を受検した場合。
時期	高圧ガス保安協会による保安検査を受検し、保安検査証が交付された後、速やかに
記載要領	一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。

25	指定保安検査機関保安検査受検届
対象	第一種製造者が、指定保安検査機関の行う保安検査を受検した場合。
時期	指定保安検査機関による保安検査を受検し、保安検査証が交付された後、速やかに
記載要領	一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。

26	保安検査結果報告
対象	高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が、第一種製造者の保安検査を実施した場合。
時期	高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関による保安検査実施後、遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○保安検査の記録 ○保安検査証の写し ●一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。 また、高圧ガス保安協会と指定保安検査機関で様式が異なるので、該当するほうで提出すること。

27	保安検査記録届
対象	認定保安検査実施者が、自ら特定施設に係る保安検査を実施した場合。
時期	保安検査を実施後
添付書類	○検査の記録 ・検査をした特定施設の名称 ・保安検査を行った特定施設ごとの検査の方法、記録及びその結果

28	製造施設・第一種貯蔵所完成検査申請
対象	高圧ガス製造許可、製造施設等変更許可、第一種貯蔵所設置許可又は第一種貯蔵所位置等変更許可を受け、申請に係る工事が完了したとき。
時期	許可又は変更許可に係る工事が完了し、使用する前に
添付書類	（完成検査当日に用意する書類） ○特定設備検査証、認定試験者試験等成績書及び協会試験成績証明書の写し ○配管等の非認定部分（(1)で確認できない部分）のミルシート ○耐圧・気密試験を実施した場合は、実施記録及び写真 ○工事写真 （耐震設計設備の杭・基礎配筋等、完成検査時に確認できない箇所） ○機器番号等一覧
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	完成検査を受ける必要のない工事 ○一般則第 33 条、液石則第 34 条、冷凍則第 23 条 高圧ガス保安協会、指定完成検査機関、認定完成検査機関が完成検査を実施する場合、本申請は不要。 ○新築の建物で、完成検査後に住所が確定する場合は住所確定後に「高圧ガス内容変更届書」を提出すること。

29	高圧ガス保安協会完成検査受検届
対象	第一種製造者又は第一種貯蔵所が、高圧ガス保安協会の行う完成検査を受検した場合。
時期	高圧ガス保安協会による完成検査を受検し、完成検査証が交付された後、速やかに
記載要領	一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。

30	指定完成検査機関完成検査受検届
対象	第一種製造者又は第一種貯蔵所が、指定完成検査機関の行う完成検査を受検した場合。
時期	指定完成検査機関による完成検査を受検し、完成検査証が交付された後、速やかに
記載要領	一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。

31	完成検査結果報告
対象	高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が、第一種製造者又は第一種貯蔵所の完成検査を実施した場合。
時期	高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関による完成検査実施後、遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○完成検査の記録 ●一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。 また、高圧ガス保安協会と指定完成検査機関で様式が異なるので、該当するほうで提出すること。

32	完成検査記録届
対象	認定完成検査実施者が、自ら特定施設に係る完成検査を実施した場合。
時期	完成検査を実施後
添付書類	○検査の記録：検査をした特定施設の名称、保安検査を行った特定施設ごとの検査の方法、記録及びその結果

33	高圧ガス販売事業届
対象	高圧ガスの販売の事業を営もうとする者。ただし、次に掲げる場合を除く。 ○液石法第２条第３項の液化石油ガス販売事業の場合 (液石法第２条第３項の登録を受けた場合であっても、一般消費者等以外に販売する場合は届出が必要) ○法第 20 条の４各号に定めるとき。
時期	事業開始の 20 日前までに販売所ごとに
添付書類○ 及び 記載要領●	○販売計画書等（次頁～46 頁参照） なお、伝票処理のみの販売所にあっては、その配送委託先・工場等の全ての帳簿を備えておくことは不要であるが、必要に応じてそれらの帳簿を配送委託先・工場等から取り寄せる体制を構築しておくこと。 なお、 ●販売所所在地 →店舗の設置場所を記入すること。 ●販売する高圧ガスの種類 →次に示す種類（区分）を記入すること。なお、混合ガスは①～⑧のうち該当するガスの種類（区分）とする。 ①冷凍設備内の高圧ガス ②液化石油ガス（①を除く。） ③特殊高圧ガス ④可燃性・毒性ガス（①～③を除く。） ⑤可燃性ガス（①～④を除く。） ⑥毒性ガス（①～④を除く。） ⑦酸素 ⑧その他のガス
その他 留意事項	(他に必要な手続) ○販売主任者選任届書（選任が必要なガスに限る。） ○第一種貯蔵所設置許可申請又は第二種貯蔵所設置届書 (該当する量を貯蔵する場合) ○販売所所在地を市内から市内へ変更（移転）するときは、移転先の高圧ガス販売事業届書及び移転元の高圧ガス販売事業廃止届書が必要となるため留意すること。 (冷凍則の販売について) 冷凍則の高圧ガス販売とは、冷凍設備内における高圧ガスの販売のことをいう。(高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成 26 年７月 14 日付　20140625 商局第１号）(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈についての第 26 条関係参照)

記載例

高　圧　ガ　ス　販　売　計　画　書

１　販売の目的等

(1) 目的　　：

(2) 方法　　：　伝票取次　実物の取扱い

(3) 形態　　：　充てん容器の販売　　ガスのみの販売（容器はリース）　　ガスの充填

第１種製造に該当する冷凍設備の販売

(4) 引渡し方法：　店頭手渡し　自社にて配送　委託業者にて配送　設備へのガス補充（自社）

設備へのガス補充（委託）

(5) 引渡し先　：　別の販売事業者　ユーザー

２　販売する高圧ガスの種類、貯蔵量

ガスの区分	ガスの名称	内容積（ﾘｯﾄﾙ）	容器本数	貯蔵量（m^3・kg）
可燃性ガス				
毒性ガス				
可燃性・毒性ガス				
特殊高圧ガス				
酸　素				
空　気				
不活性ガス				
液化石油ガス				
その他の高圧ガス				
合計	－	－	－	

３　技術上の基準

高圧ガス保安法第２０条の６の規定に基づき、別紙の基準に従って高圧ガスを販売します。

４　帳簿類

下記の帳簿を備え、記載及び保存します。

帳　簿　名	保　存　期　間	様　　式
容器授受記録簿 （販売台帳）	２　　年	別添のとおり
販売先保安台帳	引渡継続期間	別添のとおり
周知記録台帳	２　　年	別添のとおり

※容器の取扱いを、　　に委託しておりますので、本販売所には容器授受記録簿は備えていませんが委託先から帳簿を取り寄せる体制を構築しております。

５　周知文書

高圧ガス保安法第２０条の５第１項、一般高圧ガス保安規則第３８条及び第３９条、液化石油ガス保安規則第３９条及び４０条の規定に基づき、別添の文書を備え周知し、記録します。

６　保安教育

高圧ガス保安法第２７条第４項の規定に基づき、従業者に保安教育を実施し、その実施結果を記録保存します。

実施内容	
実施時期	
参加職員	

実施内容の例：取扱うガスの性質に関する社内教育　社外における講習会　法令に関する社内教育
　　緊急時対応訓練　等

実施時期の例：○○月に定期的に実施。　新規職員採用時に実施。

７　販売主任者の選任

高圧ガス保安法第２８条第１項、一般高圧ガス保安規則第７２条及び液化石油ガス保安規則第７０条の規定に基づき、販売主任者を選任します。

８　保安連絡担当者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

部署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　Tel＿＿＿＿＿＿＿＿

記載例

一般高圧ガス保安規則第４０条（販売の方法）に対応する事項

条　　項	対　応　事　項	備　　考
第１号 保安台帳	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。 記載事項： ①引渡し先の名称及び所在地 ②当該引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名 ③イ　圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する場合、引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地 ロ　業者等へ販売する場合は、引渡し先の販売事業届出の有無の確認	
第２号 充塡容器等の引渡し	充塡容器等の引渡しは，外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってします。	
第３号 圧縮天然ガスの充塡容器等の引渡し	該当なし	
第４号 圧縮天然ガスの販売	該当なし	
第５号 圧縮天然ガスの販売	該当なし	

記載例

一般高圧ガス保安規則第１８条（貯蔵の方法）に対応する事項

条　　項	対　応　事　項	備　考
イ（１８条第２号） 通風のよい場所	可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い 場所でします。	
ロ（第６条第２項第８号） イ　容器置場区分	充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。	
ロ　容器置場区分	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置きます。	
ハ　容器置場内	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。	
ニ　火気の使用	容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。	
ホ　４０℃以下	充てん容器等は、常に温度４０度以下に保ちます。	
ヘ　圧縮水素容器	圧縮水素運送自動車容器は、常に温度六十五℃以下に保ちます。	
ト　転落、 転倒防止 粗暴な取扱い	充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いはしません。	
チ　携帯電燈	可燃性ガスの容器置き場には、携帯電燈以外の燈火を携えて入りません。	
ハ（１８条第２号） シアン化水素	該当なし	
ニ（１８条第２号） シアン化水素	該当なし	
ホ（１８条第２号） 船、車両等	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器ではしません。	
ヘ（１８条第２号） 一般複合容器等	一般複合容器等であって当該容器の刻印において示された年月から１５年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しません。	

記載例

液化石油ガス保安規則第４１条（販売の方法）に対応する事項

条　　項	対　応　事　項	備　　考
第１号 保安台帳	液化石油ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。 記載事項： ①　　引渡先の名称及び所在地 ②引渡先に対する販売上の保安責任者 ③引き渡した容器の種類及び数量 ④消費者に販売する場合、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由 ⑤卸売業者に販売する場合は、引渡先の販売事業の届出年月日	
第２号 充填容器等の 引渡し	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってします。	
第３号 充填容器等の 引渡し	充填容器等の引渡しは、法第４８条第１項第５号の期間を６月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってします。	
第４号 燃料用消費者の 消費設備	該当なし	
第５号 燃料用消費者の 気密試験器具	該当なし	

記載例

液化石油ガス保安規則第１９条（貯蔵の方法）に対応する事項

条　　項	対　応　事　項	備　　考
イ（１９条第２号） 船、車両の積載	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしません。	
ロ　通風のよい場所	貯蔵は、通風の良い場所でします。	
ハ　一般複合容器等	一般複合容器等であって当該容器の刻印等に示された年月から１５年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しません。	
ニ（第６条第２項第７号） イ　容器置場区分	充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。	
ロ　容器置場区分	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。	
ハ　火気の使用	容器置場の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物は置きません。	
ニ　４０℃以下	充てん容器等は、常に温度４０度以下に保ちます。	
ホ　転落、転倒防止 粗暴な取扱い	充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いはしません。	
ヘ　携帯電燈	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて入りません。	

記載例

冷凍保安規則第２７条（販売の方法）に対応する事項

条　　項	対　応　事　項	備　　考
第１号 冷媒設備の引渡し	冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもってすること。	
第２号 冷凍設備の取扱い	冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
第３号 保安台帳	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。 記載内容 ①引渡し先の名称及び所在地 ②当該引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名 ③イ　使用者に直接販売する場合は、引渡し先の高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無 ロ　業者等へ販売する場合は、引渡し先の販売事業届出の有無の確認	

記載例

販売所の位置を示す案内図

販　売　所　の　名　称	販　売　所　の　所　在　地

記載例

容器置場の付近の状況見取図

販　売　所　の　名　称	販　売　所　の　所　在　地

記載例

容器授受記録簿（販売台帳）

ガス名

払出							戻り受入	
年月日	顧客名	所在地	記号	番号	充填 圧力	払出担当者 氏名	年月日	受入担当者 氏名

記載例

販売先保安台帳

販売主任者(責任者)

引渡先	名称				
	所在地				
	代表者名				
	消費・引渡場所				
	取扱責任者				
	販売事業届	届出年月日及び番号			
ガスの種類	ガス名	消費方法	消費の目的	供給設備	備考

※消費方法は、①単瓶②集合装置③カードル④LGC⑤貯槽⑥その他の番号を記入のこと。

周知した記録	周知した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	交付者							
	受取者							
周知した記録	周知した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	交付者							
	受取者							

34	販売に係る高圧ガスの種類変更届
対象	販売する高圧ガスの種類を変更したとき。 ただし、「販売をする高圧ガスの種類を変更」に該当しない変更（内規：法第 20 条の 7 関係を参照。）の場合は、高圧ガス内容変更届出書の提出を指導する。
時期	遅滞なく
添付書類	変更に伴う販売計画書等
その他 留意事項	（他に必要な手続） 新たに販売主任者選任届、第一種貯蔵所設置（位置等変更）許可申請又は第二種貯蔵所設置（位置等変更）届が必要になる場合があるので留意すること。

35	高圧ガス販売事業廃止届
対象	高圧ガスの販売事業を廃止したとき。
時期	遅滞なく
記載要領	廃止の理由 →具体的に記入すること。

36	高圧ガス販売主任者届
対象	販売主任者を選任又は解任したとき。 販売主任者を選任し届け出なければならないガスは以下のとおり。 液化石油ガス、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素（＊スクーバダイビング呼吸用のガスで、ガス中の酸素の容量が全容量の 40%未満のものを除く。）、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン
時期	遅滞なく
添付書類	○販売主任者が資格等を有することを証する書面（選任の場合に限る。） ○販売主任者免状の写し（選任の場合に限る。）
その他 留意事項	(販売主任者の選任資格) 高圧ガス保安組織関係一覧参照

記載例

販売主任者が資格等を有することを証する書面

1　販売又は製造に係る経験

従事したガス名	従事した期間	従事した事業所名
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	

2　従事した事業所

名　称	許可年月日　・　許可番号
販売の許可（届）	年　　月　　日　　第　　号
製造の許可	年　　月　　日　　第　　号

名　称	許可年月日　・　許可番号
販売の許可（届）	年　　月　　日　　第　　号
製造の許可	年　　月　　日　　第　　号

名　称	年許可年月日　・　許可番号
販売の許可（届）	年　　月　　日　　第　　号
製造の許可	年　　月　　日　　第　　号

37	輸入検査申請
対象	高圧ガスを輸入し、移動する場合。ただし、次の場合は除く。 〇一般則第 46 条に定めるもの 〇液石則第 45 条の４に定めるもの
時期	輸入した高圧ガスを移動する前に
添付書類	〇輸入高圧ガス明細書 〇添付書類等（→次頁参照）
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	高圧ガス保安協会、指定輸入検査機関が輸入検査を実施する場合、本申請は不要。

輸入高圧ガス申請に必要な添付書類等

1　B／L（船荷証券)、エアウェイビル、インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト

(1) 陸揚地が確認できること。

(2) 申請者（輸入者）が確認できること。

(3) 高圧ガス名、数量が確認できること。

2　高圧ガス充塡証明書

(1) 充塡ガス名、数量、圧力、充塡圧力における温度、容器の記号・番号等が確認できること。

(2) 高圧ガスを充塡した事業所名が明記され、事業所の責任者のサインが確認できること。

(3) 高圧ガスを容器に充塡した年月が確認できること。

※(1)から(3)の内容について、充塡高圧ガス分析証明書、刻印の拓本等により、確認できる場合は、必ずしも本証明書を必要としない。

3　充塡高圧ガス分析証明書

(1) 主成分の純度及び%単位で小数点１桁以上の不純物は全て確認できること。

(2) 混合ガスについては各ガスの成分が確認できること。

(3) 明細書に記載した容器に充塡された高圧ガスの分析データであることが確認できること。

(4) 分析年月日及び分析責任者のサイン等が確認できること。

※(1)から(3)の内容について、高圧ガス充塡証明書等により、確認できる場合は、必ずしも本証明書を必要としない。

4　容器証明書

(1) 公的機関又はそれに準ずる機関が発行した容器証明書等であること。ただし、使い捨て容器についてはメーカー等が試験を行い、かつ、作成した成績書をもって容器証明書に代えることができる。

(2) 輸入した全ての容器の規格、記号及び番号が確認できるものであること。

(3) 容器の安全確認試験、耐圧試験及び気密試験等について記載されていること。

(4) 容器証明書等がその国の制度上発行されない場合で、充塡ガス名、容器の内容積、最高充塡圧力、耐圧試験圧力及び耐圧試験実施年月日等の必要事項が容器本体に刻印されているものについては、当該刻印の拓本をもって容器証明書等に代えることができる。

38	高圧ガス保安協会輸入検査受検届
対象	高圧ガス保安協会の輸入検査を受検し、輸入検査証の交付を受け、輸入した高圧ガス又は容器を移動する場合。
時期	輸入検査証が交付された後、速やかに
記載要領	一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。

39	指定輸入検査機関輸入検査受検届
対象	指定輸入検査機関の輸入検査を受検し、輸入検査証の交付を受け、輸入した高圧ガス又は容器を移動する場合。
時期	輸入検査証が交付された後、速やかに
記載要領	一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。

40	輸入検査結果報告
対象	高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が、輸入検査を実施した場合。
時期	高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関による輸入検査実施後、遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○輸入検査の記録 ●一般則、液石則、冷凍則のうち、適用される規則の様式で提出すること。 また、高圧ガス保安協会と指定輸入検査機関で様式が異なるので、該当するほうで提出すること。

<table>
<tr><td>41</td><td>特定高圧ガス消費届</td></tr>
<tr><td>対象</td><td>以下の高圧ガスを消費する者
○特殊高圧ガス（令第７条第１項）
・モノシラン
・ホスフィン
・アルシン
・ジボラン
・セレン化水素
・モノゲルマン
・ジシラン
○下表左欄のガスを、右欄の数量以上貯蔵して消費する者
<table>
<tr><th>種　類</th><th>数　量</th></tr>
<tr><td>圧縮水素</td><td>容積　　300 ㎥</td></tr>
<tr><td>圧縮天然ガス</td><td>容積　　300 ㎥</td></tr>
<tr><td>液化酸素</td><td>質量　3,000 kg</td></tr>
<tr><td>液化アンモニア</td><td>質量　3,000 kg</td></tr>
<tr><td>液化石油ガス</td><td>質量　3,000 kg※</td></tr>
<tr><td>液化塩素</td><td>質量　1,000 kg</td></tr>
</table>
※一般消費者に類似している者は 10,000 kg（液石法施行令第２条各号に掲げる者）
○上表左欄のガスを他の事業所から導管により供給を受け、消費する者
※供給元の事業者と供給先の消費者が異なり、供給元の事業者が消費せず、かつ消費者が供給を受けるガスが高圧状態でない場合は、いずれの者も特定高圧ガス消費者とならないため要注意。</td></tr>
<tr><td>時期</td><td>消費開始の 20 日前までに</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td>消費施設等明細書
○消費の目的
○特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力
○法第 24 条の３第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第２項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
○特定高圧ガスの消費のための施設の位置及び付近の状況を示す図面</td></tr>
<tr><td>その他
留意事項</td><td>（その他の手続き）
特定高圧ガス取扱主任者選任届書</td></tr>
</table>

42	特定高圧ガス消費施設等変更届
対象	特定高圧ガス消費者が消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするとき。 ただし、軽微な変更工事に該当する変更は届出の必要はない。
時期	あらかじめ
添付書類	消費施設等明細書（変更内容を記入すること。） ○消費の目的 ○特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力 ○法第 24 条の３第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条２項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項 ○特定高圧ガスの消費のための施設の位置及び付近の状況を示す図面
その他 留意事項	（軽微な変更の工事（届出の不要な工事）） ・一般則第 57 条、液石則第 55 条

43	特定高圧ガス取扱主任者届
対象	特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任したとき。
時期	遅滞なく
添付書類	○特定高圧ガス取扱主任者が資格等を有することを証する書面（選任の場合に限る。） ※特定高圧ガス取扱主任者の資格を有する経験については、届出者が本人に確認して記入すること。なお、選任資格が大学又は高等専門学校（理学又は工学に関する課程）等を卒業した者に該当する場合は、資格要件が分かるように、卒業日、卒業大学（学校）名及び学部学科を記入すること。 ○免状所有者を選任する場合は、免状の写し
その他 留意事項	(特定高圧ガス取扱主任者の資格) 一般則第 73 条、内規一般則第 73 条関係

記載例

特定高圧ガス取扱主任者が資格等を有することを証する書面

<table>
<tr><td colspan="2">選任事業所の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">特定高圧ガス取扱主任者</td><td>現在の職名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>免状の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">高圧ガス保安協会が行う特定高圧ガス取扱いに関する講習受講の有無</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td>学歴
（資格として必要な場合のみ記載）</td><td colspan="4">年　　月　　日　　卒業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資格を有するための経歴
（製造等に関する経験）</td><td>ガスの種類</td><td>製造・販売・消費の別</td><td>期間</td><td>事業所名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　年　月</td><td></td></tr>
</table>

44	特定高圧ガス消費廃止届
対象	特定高圧ガスの消費を廃止したとき。
時期	遅滞なく
記載要領	廃止の理由 →具体的に記入すること。

45	容器検査所登録（登録更新）申請
対象	容器検査所の登録又は登録更新をしようとする者
時期	あらかじめ
添付書類○ 及び 記載要領●	○設備等明細書 ○設備等図面、写真 ○計器類成績書（検査記録） ○その他の参考資料 ●欠格事由に関する事項 →有無を記入すること。
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	(その他手続き) 検査主任者届書 (留意事項) 登録更新の場合、前回の登録票を返却してもらうこと。

46	検査主任者届
対象	検査主任者を選任又は解任したとき。
時期	遅滞なく
添付書類	○検査主任者が資格等を有することを証する書面（選任の場合に限る。） ○免状所有者を選任する場合にあっては、免状の写し（選任の場合に限る。）
その他 留意事項	(検査主任者の資格) ○製造保安責任者免状の交付を受けている者 ○容器則第 34 条各号に規定する者

記載例

検査主任者が資格等を有することを証する書面

<table>
<tr><td colspan="2">選任容器検査所の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">検査主任者</td><td>現在の職名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>免状の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>学歴
（資格として必要な場合のみ記載）</td><td colspan="3">年　　月　　日　　卒業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資格を有するための経歴
（資格として必要な場合のみ記載）</td><td>高圧ガスの充填作業・容器・付属品の製造・検査業務の別</td><td>期間</td><td>事業所名</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>年　月から
年　月まで
通算　　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

47	容器検査所廃止届
対象	容器検査所を廃止したとき。
時期	遅滞なく
添付書類および記載要領	○既に交付されている容器検査所登録票 ●廃止の理由 →具体的に記入すること。

48	特別充塡許可申請
対象	法第 48 条第５項の許可を受けようとする者
時期	あらかじめ
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。

49	高圧ガスの種類又は圧力変更申請
対象	容器の所有者が、その容器に充塡しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするとき。
時期	あらかじめ
添付書類	○変更内容明細書（→下記の例） ○容器の性能に関する資料（→下記の例） ○容器の刻印等の拓本
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他留意事項	申請先は、刻印等がなされたものにより異なるため、容器則第９条を確認すること。

容器内容明細書

容器		変更事項				容器製造者名称	容器製造年月
記号	番号	充てんガス名		耐圧試験圧力 最高充てん圧力			
		新	旧	新	旧		

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

容器の性能に関する資料

外観検査年月日:平成　年　月　日　　検査実施者氏名　○○　○○　印

容器		耐圧試験圧力	外部検査成績		最新の試験		
記号	番号	Mpa	外部	内部	年月	容器検査所の名称	合否

※この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

50	容器検査申請
対象	容器を製造または輸入した場合。
時期	容器を譲渡し、引き渡す前に申請を行うこと。
添付書類	○試験受検製品の一覧表 ○容器検査明細書 ○品質検査証明書（ミルシート） ○材料比較 ○申請製品図面 ○製品構成部品表 ○容器検査成績書 ○その他必要書類（検査を行う容器の種類により異なる）
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。

51	附属品検査申請
対象	バルブ、その他の容器の附属品を製造または輸入した場合。
時期	附属品を譲渡し、引き渡す前に
添付書類	○試験受検製品の一覧表 ○附属品検査明細書 ○品質検査証明書（ミルシート） ○材料比較 ○申請製品図面 ○製品構成部品表 ○その他必要書類（検査を行う附属品の種類により異なる）
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。

52	容器・附属品再検査申請
留意事項	※容器再検査及び附属品再検査申請の際は別途事前に相談すること。

53	事故届
対象	事故があった場合 事故覚知後、事故関係者は直ちに電話等による報告を行うこと。
時期 （報告内容）	○報告の内容 以下の項目の判明している部分について報告すること。 ・事故発生日時 ・事故発生場所 ・事故概要 ・被害状況 人身被害の状況（死者、重傷者、軽傷者別)、物的被害の状況 ・事故原因 ・事業所がとった措置 ・その他必要事項 ○その後の措置 事故の全容が判明したら、事故届書を提出すること。事故の解析が長期にわたる場合は中間報告をすること。
添付書類	事故時の現況写真及び事故説明資料

54	高圧ガス内容変更届出
対象	本届出書（第 11 号様式）は、法令に手続き義務はないが、施設情報管理上必要な情報を把握するため、また、手続き義務がない変更であっても、行政に対して変更を報告したいという事業者の事情に応えるために規定する。 ○独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事 「高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（平成 30 年３月 30 日付　20180323 保局第 13 号）12（４）により指定都市の長に報告する撤去の工事 ○第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更 譲渡等によりその地位を承継した場合が対象となり、同一法人内で代表者を変更した場合等は、氏名等変更届出書を提出すること。 ○保安係員代理者等の選解任 保安係員代理者の選解任等、法令に届出義務のない選解任をした場合 ○貯蔵所において貯蔵するガスの種類又は最大数量の変更 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所において貯蔵所の位置、構造又は設備に変更がなく、貯蔵する高圧ガスの種類又は数量のみを変更した場合 ○販売する高圧ガスの変更 法令の届出義務のない高圧ガスの種類の変更をした場合　※「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」（平成 26 年７月 14 日付 20140625 商局第１号）の「(1)高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について」の「第 20 条の 7 関係」参照。 ○被委任者の変更 委任状を活用して届出者を支店長名等で手続きをおこなっている事業所で、支店長が変更となり、委任状のみ提出が必要となる場合
時期	変更後速やかに（指導事項）
添付書類 および 記載要領	○必要に応じて、変更内容を説明する資料 ●届出者 →第二種貯蔵所の所有者又は占有者を変更した場合は、変更後の名称等で届け出ること。 ●変更の内容 →該当する変更内容にチェックをすること。

55	認定指定設備技術基準適合届書
対象	一般則第 94 条の 14 第１項第２号及び第３号に該当する変更の工事を行った場合。
時期	認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後速やかに
添付書類	○認定指定設備技術基準適合書の写し
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。

56	認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書
対象	法第 14 条第１項に規定する変更の工事又は製造の方法の変更をした場合。
時期	遅滞なく
添付書類	○変更明細書（一般則第３条第２項に掲げる事項のうち、変更のあった部分） ○必要に応じて、変更内容を説明する資料 ・事業所全体の配置図 ・機器のフローシート及び配管図 ・高圧ガス製造施設配置図 ・機器一覧表 ・処理能力の計算書 ・認定試験成績書の写し ・高圧ガス設備の強度計算書（特定設備、指定設備及び大臣認定品（KHK 高圧ガス設備試験受験品含む）は除く。） ・保安設備の機能、構造等の説明書及び図面 ・容器置場の図面
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。

57	試験研究施設軽微変更工事実施者届書
対象	一般則第 15 条第１項第５号の適用を受けるために届け出る場合。
時期	あらかじめ届け出ること。
添付書類	○内規３.に掲げる試験研究施設であることを証する書類 ○内規５.に掲げる要件に該当することを証する書類 ○試験研究施設の概要その他参考となるべき事項を記載した書類
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○「一般高圧ガス保安規則第 15 条第１項第５号、コンビナート等保安規則第 14 条第１項第５号、液化石油ガス保安規則第 16 条第１項第５号及び冷凍保安規則第 17 条第１項第６号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて」を参照すること。

58	試験研究施設軽微変更工事実施者変更届書
対象	「５．届出に係る要件」に関する変更が生じた場合。
時期	遅滞なく
添付書類	○「５.届出に係る要件」に関する変更部分について記載した明細書
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○「一般高圧ガス保安規則第 15 条第１項第５号、コンビナート等保安規則第 14 条第１項第５号、液化石油ガス保安規則第 16 条第１項第５号及び冷凍保安規則第 17 条第１項第６号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて」を参照すること。

59	試験研究施設軽微変更工事実施者廃止届書
対象	試験研究施設軽微変更工事実施者としての取扱いを廃止する場合。
時期	遅滞なく
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○「一般高圧ガス保安規則第 15 条第１項第５号、コンビナート等保安規則第 14 条第１項第５号、液化石油ガス保安規則第 16 条第１項第５号及び冷凍保安規則第 17 条第１項第６号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて」を参照すること。

60	試験研究施設休廃止届書
対象	試験研究施設の一部又は全部を休止又は廃止した場合。
時期	遅滞なく
添付書類	○休廃止前後の試験研究施設一覧表（一部を休止又は廃止する場合に限る）
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○「一般高圧ガス保安規則第 15 条第１項第５号、コンビナート等保安規則第 14 条第１項第５号、液化石油ガス保安規則第 16 条第１項第５号及び冷凍保安規則第 17 条第１項第６号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて」を参照すること。

61	試験研究施設軽微変更工事実施者承継届書
対象	試験研究施設軽微変更工事実施者の地位を承継した場合。
時期	遅滞なく
添付書類	○内規５.に掲げる要件に該当することを証する書類
審査基準	経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○「一般高圧ガス保安規則第 15 条第１項第５号、コンビナート等保安規則第 14 条第１項第５号、液化石油ガス保安規則第 16 条第１項第５号及び冷凍保安規則第 17 条第１項第６号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて」を参照すること。

第３　事務処理の要領について

１　受付

申請等を受付するときは、(手数料の納付が必要な場合は、納付確認後) 予防業務管理システム（以下、「予防システム」という。）で受付の番号を採番の上、申請等の書類に受付印を押印し、採番した番号を記入する。

※　電子情報処理組織を介して提出されたものについては、下記の通りの取扱いとする。

(1) 申請等の部数は、細則第３条第２項の規定によらず、福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を適用する。

(2) 受付印は不要とする。

２　許可

審査の結果、申請を許可するときは、許可伺書（第 1 号様式）により決裁を行ったのち、予防システムで許可の番号を採番の上、申請許可印（第 2 号様式）＊1 を押印した申請書を返付する。

３　完成検査

検査前に、完成検査証交付伺書（第 4 号様式）により決裁を行ったのち、申請書に基準適合印（第 5 号様式）＊2 を押印し、予防システムで採番した番号を記入する。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、基準適合印を押印した申請書の返付及び製造施設完成検査証（様式第 15 又は様式第８）又は第一種貯蔵所完成検査証(様式第 16) を交付する。

４　保安検査

検査前に、保安検査証交付伺書（第 6 号様式）により決裁を行ったのち、申請書に基準適合印（第 5 号様式）を押印し、予防システムで採番した番号を記入する。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、基準適合印を押印した申請書の返付及び保安検査証（様式第 38、様式第 39 または様式第 24）の交付を行う。

５　輸入検査

申請書類上、基準に適合すると認めるときは、輸入検査合格証交付伺書（第 7 号様式）に輸入検査チェックリスト（第 8 号様式）を添付し決裁を行う。予防システムで検査の番号を採番の上、その後の検査においても基準に適合すると認めるときは、高圧ガス輸入検査申請書の「検査職員確認印」欄に検査職員の印を押印し、申請の書類に基準適合印を押印し、採番した番号を記入する。

また、申請者がこの高圧ガス輸入検査申請書により通関の際の証明を行う場合は、輸入検査合格証の交付を省略できるものとする。

６　容器検査所の登録・登録更新

審査の結果、容器検査所としての登録又は更新をするときは、容器検査所登録・更新伺書（第 14 号様式）により決裁を行ったのち、容器検査所登録・更新印（第 9 号様式）＊3 を押印した申請書の返付及び容器検査所登録票（様式第 7）の交付を行う。

※現地調査を実施する場合は、容器検査所にて返付及び交付することは差し支えない。

７　高圧ガスの種類又は圧力変更

審査の結果、規格に適合すると認めたときは、許可伺書(第 1 号様式)により決裁を行っ

たのち、予防システムで高圧ガスの種類又は圧力変更の番号を採番の上、規格適合印（第10号様式）*4を押印した申請書を返付する。

8　通報

下記に該当するものについて、一月分を取りまとめて、決裁を行ったのち、「高圧ガス関連の通報について（第3号様式）」及び受付印等を押印した届出書等を関係機関に送付する。

・法第74条第1項の規定に基づき、法第5条第1項又は第16条第1項の規定による許可をしたとき、法第38条第1項の規定による許可の取り消しをしたとき、法第5条第2項、第17条の2第1項、第20条の4、第21条、第24条の2第1項又は第24条の4第2項の規定による届出を受付したとき

・液石法第87条第1項の規定に基づき、液石法第3条第1項の規定による登録をしたとき、液石法第8条（法第3条第2項及び第3号の事項の変更に係るものであって、販売所の新設に係るものに限る）、液石法第23条の規定による届出を受付したとき、液石法第26条の規定による登録の取り消しをしたとき

個人情報の記載のある書類等の郵送の際には、「個人情報の持ち出し・郵送等記録簿」に記載をすること。

9　容器（附属品）検査

検査前に、容器（附属品）検査合格確認伺書（第12号様式）により決裁を行ったのち、申請書に基準適合印（第5号様式）を押印し、予防システムで採番した番号を記入する。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、検査場所において、基準適合印を押印した申請書の返付及び合格した容器（附属品）に刻印（第13号様式）措置を行う。

※刻印の取扱い等については、附属品検査基準を確認すること。

10　許可条件を付す場合

法第5条の製造許可、法第14条の製造変更許可、法第16条の貯蔵許可、法第19条の貯蔵変更許可について、法第65条の規定に基づく許可の条件を付す場合は「○○書の許可条件について（第15号様式）」を作成し、申請者に交付すること。

11　文書管理システムによる決裁

電子情報処理組織を介して申請された場合、予防システムで採番した番号を文書番号として文書管理システムに入力し、決裁すること。

12　許可証等のデジタル化

申請者が、許可証等を電子ファイルにて受け取る意思を示した場合には、電子署名を付した許可証等のPDFデータを、電子情報処理組織を介して、当該申請者に交付するものとする。

その場合、各種伺書には電子署名を付与した許可証等を交付する旨を記載すること。

【参考】
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
（電子情報処理組織による処分通知等）
第７条
　処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

＊１～４　電子情報処理組織を介して返付する場合、許可印等の規格（45 ミリメートル）については適用しない。

第４　様式集

１　細則様式

（１）不許可通知書　様式第１号
（２）不適合通知書　様式第２号
（３）移動式製造設備等充填場所届出書　様式第３号
（４）高圧ガス保安監督者選任（解任）届出書　様式第４号
（５）氏名等変更届出書　様式第５号
（６）許可等申請取下届出書　様式第６号

様式第１号

（文書番号）

不許可通知書

住　所

氏　名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった　　については、
下記のとおり不許可としたので通知します。

年　　月　　日

福岡市長　　㊞

記

理由

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第２号

（文書番号）

不適合通知書

住　所

氏　名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった　　については、下記のとおり不適合としたので通知します。

年　　月　　日

福岡市長　　㊞

記

理由

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３号

移動式製造設備等充塡場所届出書

年　　月　　日

（宛先）福岡市長

届出者

住　所　　（電話　　）

会社名

代表者氏名

事業所所在地（電話）	
許可又は届出年月日及び番号	
充塡する高圧ガスの種類	
充塡場所	
充塡期間	年　月　日から　　年　月　日まで
備考	
※受付欄	※経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　移動先における充塡をする場所の周辺の図面及び充塡の要領に関する資料を添付してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第４号

高圧ガス保安監督者選任（解任）届出書

年　　月　　日

（宛先）福岡市長

届出者

住　所　　（電話　　）

会社名

代表者氏名

事業所所在地（電話）		
許可年月日及び番号		
保安監督者の区分		
選任	保安監督者等の氏名	
	選任年月日	年　　月　　日
解任	保安監督者等の氏名	
	解任年月日	年　　月　　日
解任の理由		
備考		
※　受付欄		※　経過欄

備考

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　選任資格を証明する書類を添付してください。

4　※印の欄は記入しないでください。

様式第５号

氏名等変更届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者

住　所　　（電話　　）

会社名

代表者氏名

事業所等の所在地（電話）	
許可、届出又は登録年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
変更年月日	年　　月　　日
変更の内容	
変更の理由	
備　　考	
※　受付印	※　経　過　欄

備考

1　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　届出者の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。

4　※印の欄は、記入しないでください。

様式第６号

許可等申請取下届出書

年　　月　　日

（宛先）福岡市長

届出者

住　所　　（電話　　）

会社名

代表者氏名

申請を取り下げる許可等の別	
受付年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
取下げの理由	
その他必要な事項	
※　受　付　欄	※　経　　過　　欄

備考

1　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　※印の欄は記入しないでください。

２　様式

（１）許可伺書　第１号様式
（２）申請許可印　第２号様式
（３）高圧ガス関連の通報について　第３号様式
（４）完成検査証交付伺書　第４号様式
（５）基準適合印　第５号様式
（６）保安検査証交付伺書　第６号様式
（７）輸入検査合格証交付伺書　第７号様式
（８）輸入検査チェックリスト　第８号様式
（９）容器検査所登録・更新印　第９号様式
(10) 規格適合印　第 10 号様式
(11) 高圧ガス内容変更届出書　第 11 号様式
(12)　容器・附属品検査合格確認伺書　第 12 号様式
(13)　刻印　第 13 号様式
(14)　容器検査所登録・更新伺書　第 14 号様式
(15)　○○書の許可条件について　第 15 号様式
(16)　認定指定設備技術基準適合届書　第 16 号様式
(17)　試験研究施設軽微変更工事実施者届書　第 17 号様式
(18)　試験研究施設軽微変更工事実施者変更届書　第 18 号様式
(19)　試験研究施設軽微変更工事実施者廃止届書　第 19 号様式
(20)　試験研究施設休廃止届書　第 20 号様式
(21)　試験研究施設軽微変更工事実施者承継届書　第 21 号様式

第１号様式

許　可　伺　書

局決裁	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
						年　月　日第　号

の規定により、　より申請された
の許可申請について調査の結果、下記のとおりでありましたので、
許可してよろしいか伺います。

参考事項				
調査意見				
調査者 階級氏名				
経過摘要欄				
指令年月日	年　月　日		指令番号	第　号
受領者	会社名		氏名	
受領(送付)年月日	年　月　日		処理者	

第２号様式

申請許可印

第３号様式

公　印　省　略
（文　書　番　号）
年　　月　　日

様

福　　岡　　市　　長
（福岡市消防局予防部指導課）

高圧ガス関連の通報について

このことについて、下記のとおり通報します。

記

１　高圧ガス保安法第 74 条第１項の規定に基づく通報　　件
２　液化石油ガス法第 87 条第１項の規定に基づく通報　　件

第４号様式

完　成　検　査　証　交　付　伺　書

	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
局決裁						年　月　日第　号

高圧ガス保安法第　　条の規定により、　　より申請された完成検査申請について検査の結果、下記のとおり基準に適合していた場合、検査場所にて完成検査証を交付してよろしいか伺います。

許可年月日及び番号	年　月　日　第　号			
参　考　事　項				
検　査　意　見				
検査年月日				
検査者 階級氏名				
経過摘要欄				
指令年月日	年　月　日		指令番号	第　号
受　領　者	会社名		氏　名	
受領(送付)年月日	年　月　日		処理者	

第５号様式

基準適合印

第６号様式

保　安　検　査　証　交　付　伺　書

局決裁	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
						年　月　日第　号

法第 35 条第１項の規定により、　　より申請された保安検査申請について検査の結果、下記のとおり基準に適合する場合、保安検査証を交付してよろしいか伺います。

参考事項				
検査意見				
検査年月日				
検査者 階級氏名				
経過摘要欄				
指令年月日	年　月　日		指令番号	第　号
受領者	会社名		氏名	
受領(送付)年月日	年　月　日		処理者	

第７号様式

輸　入　検　査　合　格　証　交　付　伺　書

	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
局決裁						年　月　日第　号

法第22条第１項の規定により　　より申請された、輸入検査申請について、下記のとおりでありましたので、輸入検査合格証を交付又は基準適合印を押印してよろしいか伺います。

参考事項				
検査意見				
検査年月日				
検査者 階級氏名				
経過摘要欄				
指令年月日	年　月　日		指令番号	第　号
受領者	会社名		氏名	
受領(送付)年月日	年　月　日		処理者	

第８号様式

【輸入検査チェックリスト】（一般則・液石則）

チェック項目（条項）	法令	チェック内容	判定
【輸入高圧ガス明細書】			
①製品名	製造告示12条の16 １－イ	可燃性ガス（アセチレン・エチレン・水素を除く）中の酸素の容量が全容量の４％未満であるか	適・否
		酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の４％未満であるか	適・否
		アセチレン・エチレン・水素中の酸素の容量が全容量の２％未満であるか	適・否
		酸素中のアセチレン・エチレン・水素の容量の合計が全容量の４％未満であるか	適・否
	製造告示12条の16 １－チ	エアゾールであるか？（エアゾールの場合は「エアゾールチェックリスト」を合わせて使用すること）	該当・否該当
②使用目的	内規	使用目的を具体的に記入しているか	適・否
③高圧ガスの圧力※1	内規	充填圧力を単位（ＭＰａ）で記載し，その時の温度（℃）を記入しているか	適・否
	内規	圧縮ガスについては，３５℃のときの圧力を記入しているか	適・否
	製造告示12条の16 １－ハ	圧縮ガス（アセチレンを除く）にあっては充てん圧力が当該容器の耐圧試験圧力の３／５（再充てん禁止容器にあっては４／５）以下であるか	適・否
④高圧ガスの成分	内規	小数点一桁まで記入しているか	適・否
	内規	人為的に混合した場合には全て記入しているか	適・否
⑤高圧ガスの数量	内規	液化ガスにあっては質量（ｋｇ）で記入しているか	適・否
	製造告示12条の16 １－ハ	液化ガスにあっては質量が容器則第２２条の規定により計算した質量以下であるか ※2	適・否
	内規	圧縮ガスにあっては０℃，０Ｐａにおける容積（m^3）で記入しているか ※3	適・否
	内規	１本ごとに（Ｏｍ３×△本）と記入しているか	適・否
⑥充てん事業所	内規	最後に当該高圧ガスの充てんを行った事業所の名称及び所在地を記入しているか	適・否
⑦容器規格名	内規	当該容器の規格を記入しているか	適・否
	製造告示12条の16 2	法第４４条第４項の容器検査における容器の規格又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適合しているか ※4	適・否
		国名 ［　　］ 規格名 ［　　］	
⑧容器記号・番号	内規	当該容器の記号・番号全てを記入しているか	適・否
⑨耐圧試験圧力		当該容器の耐圧試験圧力の規格値又は実施耐圧試験圧力を単位（ＭＰａ）を記入しているか	適・否
⑩最高充てん圧力		当該容器の製造規格における最高充てん圧力を単位（ＭＰａ）で記入しているか	適・否
⑪内容積	内規	当該容器の内容積をできるだけ正確に記入しているか	適・否
【添付書類】			
	内規	充てんガス名，数量，圧力及び容器番号が記載されているか	適・否
	内規	充てん事業所名が明記され，事業所の責任者の印又はサインがあるか	適・否
	製造告示	アセチレンにあってはアセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させ	

⑫充てん証明書	12条の16 １－ホ	た多孔質物を詰めてある容器に充てんされ，かつ，温度１５℃において圧力が１．５ＭＰａ以下のものであるか	適・否
	製造告示 12条の16 １－ヘ	シアン化水素にあっては純度９０％以上のものに安定剤を添加してものであるか	適・否
	製造告示 12条の16 １－ト	酸化エチレンにあっては充てんされた容器に温度４５℃において当該容器の内部のガスの圧力が０．４ＭＰａ以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスが充てんされているか	適・否
⑬容器の成績書， 容器証明書又は 刻印の拓本	内規	輸入高圧ガス明細書の容器の種類の各欄に掲げる内容が確認できるものか	適・否
	製造告示 12条の16 １－ニ	可燃性ガス及び毒性ガスにあっては再充てん禁止容器に充てんされていないか	適・否
⑭B/L（船荷証券）， インボイス又は パッキングリスト	内規	輸入者が確認できるものであるか	適・否
	内規	高圧ガス名，数量が確認できるものであるか	適・否
		陸揚地が確認できるか	適・否
【現地確認事項】（製造告示12条の6・１－ロ）			
⑮内容物確認試験		内容物が検査申請書に記載された内容と同一であるか	適・否
【備　考】			

検査年月日	検査場所	検査員（階級・氏名）

※１　単位換算基準：１ＭＰａ≒１０ＢＡＲ≒１４５ＰＳＩ

※２　容器則第２２条の計算式：Ｇ＝Ｖ／Ｃ（Ｇ＝液化ガスの質量（kg）・Ｖ＝容器の内容積（ﾘｯﾄﾙ）・Ｃ＝容器則第２２条に掲げる定数

※３　充てん質量がわかっている場合：Ｖ＝Ｗ／分子量×２２．４（Ｖ＝０℃・０Ｐａにおけるガスの容積（m^3）・Ｗ＝圧縮ガスの質量（ｋｇ））

充てん圧力・温度がわかっている場合：$V=V_1\times(P_1+0.1013)/0.1013\times273.15/(T_1+273.15)$（$V_1$＝容器の内容積（$m^3$）・$P_1$＝充てん圧力（ＭＰａ）・$T_1$＝充てん温度（℃））

※４　同等以上の検査における容器の規格：アメリカ（ＤＯＴ等）・ドイツ（ＤＩＮ等）・フランス（ＮＦ等）・イギリス（ＢＳ等）・オーストラリア（ＡＳ等）・ＥＵ指令に基づくドイツ，フランス，イギリスが採用するもの（ＥＮ規格，ＩＳＯ規格）

【充てん証明書】

英文表記	和　訳
ＦＩＬＬＩＮＧ　ＣＥＲＴＩＦＩＣＡＴＥ	充てん証明書
ＩＮＳＰＥＣＴＯＲ．ＥＴＣ．	充てん事業所名，確認者等（責任者）
ＣＹＬＩＮＤＥＲ　ＮＵＭＢＥＲ	充てん容器番号等
ＰＲＯＤＵＣＴ　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ	充てん内容（製品情報）
～ＧＡＳ	ガス名
ＰＵＲＩＴＹ	純度
ＦＩＬＬＩＮＧ　ＰＲＥＳＳＵＲＥ　～ＭＰａ（　℃）	充てん圧力
ＦＩＬＬＩＮＧ　ＣＯＮＴＥＮＴＳ　～kg　～m^3	充てん量

【容器成績書・容器証明書・容器の刻印の拓本】

英文表記	和　訳
Manufactured by ～	製造者
Test pressure of ～MPa (psig, bar)	耐圧試験圧力
Service pressure of ～MPa (psig, bar)	最高充てん圧力
Internal Volume of ～L (cubic inches)	内容積
Cylinder NO, Lot №～	証明容器番号

【B／L（船荷証券】

英文表記	和　訳
Shipper	荷主
Notify address	アドレスへの通知
Place of receipt	受領書の提出場所
Ocean vessel	海洋船
Port of discharge	陸揚げ港
Place of delivery	受け渡し地
Mark and numbers	マークと数量
Number and kind of packages	パッケージの数と種類
Description of goods	積荷明細
Gross Weight	総重量
Measurement	測定

【インボイス・パッキングリスト】

インボイス：　品物の品名，数量，価格などを記載したもので，品物の仕出国で作成され，品物の荷送人が署名したもの

パッキングリスト：　貨物の梱包明細のことで，パッケージごとに，品名・個数・重量・容積・ケースマークなどが記載されたもの

英文表記	和　訳
Seller／Exporter	売り手／輸入業者
Consignee	送付先（受取人）
Departure date	出発日
Vessel／Flight	船／便（飛行機）
Invoice NO. and payment	送り状番号と日付
Notify	通知
Other references	他の参考事項
Term of delivery and payment	引渡し条件と支払い
Shipping marks	荷印
NO. &. Kind of pkgs：Description	荷の数と種類
Quantity	量
Unit price	商品単価
Amount	量

【Air Waybill（航空貨物運送状）】

英文表記	和　訳
Shipper	荷主
Consignee	受取人
Issuing Carrier	発券航空会社
Accounting Infomation	会計情報
Airport of Departure	出発空港
Nature and Quantify of Goods	積荷の性質と数量
Dimensions or Volume	寸法又は容積
Airport of Departure	到着空港
Shipping Mark	荷印
Description of goods	積荷明細

【エアゾールチェックリスト】（製造告示12条の16・１－チ）

法　令	チェック内容	判定
（イ）	毒性ガスが使用されていないか（殺虫剤の用に供するものを除く）	適・否
（ロ）	人体に使用する噴射剤（製造告示11条に掲げるものを除く※1）である高圧ガスは可燃性ガス（製造告示11条の２に掲げるものを除く※2）でないか	適・否
（ハ）－①	内容積が１００ｃｍ^{3}を超える容器の材料は鋼又は軽金属を使用しているか	適・否
（ハ）－②	金属製の容器にあっては内容物による腐食を防止するための措置を講じたものであるか	適・否
	ガラス製の容器にあっては合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであるか	適・否
（ハ）－③	容器は温度５０℃における容器内の圧力の1.5倍の圧力で変形せず，かつ，1.8倍の圧力で破裂しないものであるか（圧力1.3MPaで変形せず，かつ，1.5MPaで破裂しないものを除く）	適・否
（ハ）－④	容器はエアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものであるか	適・否
（ハ）－⑤	使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあっては使用後当該噴射剤である高圧ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであるか	適・否
（ハ）－⑥	温水試験槽でエアゾールの温度を４８℃にしたときに当該エアゾールが漏洩しないものであるか	適・否
（ハ）－⑦	容器の外面にはエアゾールを製造した者の名称又は記号，製造番号及び取扱い時に注意すべき事項（使用中に噴射剤が噴出しない構造の容器にあっては使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに注意すべき事項を含む）が明示されているか	適・否
（ニ）	温度３５℃において容器の内圧が0.8MPa以下であり，かつ，エアゾールの容量が容器の内容積の９０％以下であるか	適・否

※１　製造告示11条に掲げるもの：①厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品②水が全質量の４０％以上で，かつ，噴射剤が全質量の１０％以下であって内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの

※２　製造告示11条の２に掲げるもの：①液化石油ガス及び液化石油ガスと可燃性ガス以外のガスの混合物②ジメチルエーテル及びジメチルエーテルと可燃性ガス以外のガスの混合物③フルオロカーボン152a及びフルオロカーボン152aと可燃性ガス以外のガスの混合物④①～③に掲げるガス相互の混合物

第９号様式

容器検査所登録・更新印

第 10 号様式

規格適合印

第 11 号様式

高圧ガス内容変更届出書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者
住　　所　　(電話　　)
会 社 名
代表者氏名

事 業 所 所 在 地		
許可又は届出年月日及び番号	年　　月　　日　　号	
変 更 年 月 日	年　　月　　日	
変 更 の 内 容 (高圧ガス保安法上の手続きを必要としない場合に限る。)	□ 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事 (第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者に限る。)	
	□ 第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更	
	□ 保安係員代理者等の選解任	
	□ 貯蔵所において貯蔵するガスの種類又は最大数量の変更	
	□ 販売する高圧ガスの変更	
	□ 被委任者の変更(委任状の提出)	
	□ その他(　　)	
変 更 の 詳 細	変更前	
	変更後	
備　　考		
※ 受 付 欄	※ 経　過　欄	

備考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3　必要に応じて、変更の詳細を説明する資料を添付してください。

4　※印の欄は、記入しないでください。

第 12 号様式

容　　器
附　属　品　検　査　合　格　確　認　伺　書

局決裁	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
	／	／				年　月　日第　　号

高圧ガス保安法第 49 条の２第１項の規定により、　　より申請された

容　　器
附　属　品 検査申請について、下記のとおり基準に適合する場合、検査場所にて、基準適合印を押印した申請書を返付してよろしいか伺います。

参考事項			
検査意見			
検査年月日			
検査者 階級氏名			
経過摘要欄			
指令年月日	年　月　日	指令番号	第　　号
受領者	会社名	氏名	
受領(送付)年月日	年　月　日	処理者	

第 13 号様式

刻　印

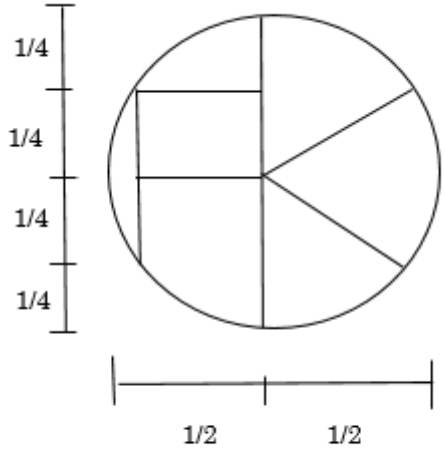

第 14 号様式

容　器　検　査　所　登　録
更　新　伺　書

局決裁	局長	部長	課長	係長	係員	受付年月日及び番号
						年　月　日第　号

高圧ガス保安法第 50 条第３項の規定により、　　より申請された容器検査所登録/更新申請について調査の結果、下記のとおりでありましたので、容器検査登録票を交付してよろしいか伺います。

参考事項				
調査意見				
調査者 階級氏名				
経過摘要欄				
指令年月日	年　月　日		指令番号	第　号
受領者	会社名		氏名	
受領(送付)年月日	年　月　日		処理者	

第 15 号様式

○○書の許可条件について

年　　月　　日付け高指令第　号については、下記の事項を条件とする。

記

福岡市消防局予防部指導課保安係

第 16 号様式

認定指定設備技術基準適合届書

年　　月　　日

(宛先)福岡市長

届出者　住　所　　(電話　　)

会社名

代表者氏名

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所(本社)所在地	
事 業 所 所 在 地	
届 出 年 月 日 番 号	年　　月　　日　　第　　号
変　更　の　内　容	
その他必要な事項	

※ 受　付　欄	※ 経　過　欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること

3　※印の欄は、記入しないこと

第17号様式

試験研究施設軽微変更工事実施者届書	一般 液石 冷凍	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
事業所所在地			
事業所の許可年月日及び許可番号（第二種製造者にあっては「届出年月日及び届出番号」）			
対象とする試験研究施設の名称			
備考			

年　月　日

代表者　氏名

福岡市長　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

第18号様式

<table>
<tr><td rowspan="2">試験研究施設軽微変更工事
実施者変更届書</td><td rowspan="2">一般
液石
冷凍</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所の許可年月日及び許可番号
（第二種製造者にあっては「届出年月日及び届出番号」）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福岡市長　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

第19号様式

<table>
<tr><td rowspan="2">試験研究施設軽微変更工事
実施者廃止届書</td><td rowspan="2">一般
液石
冷凍</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所の許可年月日及び許可番号
（第二種製造者にあっては「届出年月日及び届出番号」）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>廃止の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>廃止の年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>廃止の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福岡市長　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

第20号様式

試験研究施設休廃止届書	一般 液石 冷凍	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
事業所所在地			
事業所の許可年月日及び許可番号（第二種製造者にあっては「届出年月日及び届出番号」）			
対象とする試験研究施設			
休廃止の内容			
休廃止の年月日			
休廃止の理由			
備考			

年　月　日

代表者　氏名

福岡市長　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

第21号様式

試験研究施設軽微変更工事実施者承継届書	一般 液石 冷凍	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
承継された事業所の名称（事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承継後の名称（事業所の名称を含む。）			
事業所の許可年月日及び許可番号（第二種製造者にあっては「届出年月日及び届出番号」）			
事業所（本社）所在地			
備考			

年　月　日

代表者　氏名

福岡市長　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。